

第2期

稚内市子ども・子育て 支援事業計画

(令和2年度～令和6年度)



稚内市

はじめに

我が国では、平成24年8月に子ども・子育て関連3法が制定され、平成27年4月には幼児期の学校教育・保育や地域の子ども・子育て支援の充実を目的とした「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、それに伴い様々な取組が行われてきました。令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化も開始され、人口減少や少子高齢化が進行する中で、社会の希望であり、未来をつくる存在である子ども達の健やかな育ちと子育てを、社会全体で支えていく仕組みづくりが進められています。

本市は、昭和61年に全国で初めて「子育て平和都市宣言」を行い、全国に先駆けて充実した子育て環境の整備を進めてきたまちであり、平成27年度からは「稚内市子ども・子育て支援事業計画」に基づいて、各種取組を総合的かつ計画的に展開してきたところです。

この度、策定した「第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画」では、第1期計画を踏襲し、基本理念に「元気はつらつ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守ります。未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの子育て運動のまち、わっかない」を掲げ、子ども・子育て支援の更なる充実に向けて、各種施策に取り組んでいくこととしています。

これまで学校・家庭・地域が連携・協力しながら、市民ぐるみで取り組んできた「子育て運動」を一層推進しながら、このまちで暮らす全ての子ども達が健やかに成長し、夢や希望をもつことができるまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、計画の策定にあたってご尽力いただきました子ども・子育て審議会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査などで貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

稚内市長 工藤 広

目 次

第1章 計画策定の趣旨	1
1 計画策定の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の対象	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制と策定の経緯	4
第2章 稚内市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況	5
2 教育・保育施設の状況	12
3 地域子ども・子育て支援事業の状況	15
4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況	20
5 「稚内市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況	35
6 稚内市の子ども・子育て支援の課題	37
第3章 計画の基本的な考え方	38
1 基本理念	38
2 基本的な視点	39
3 施策体系	40
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	41
提供区域の設定	41
目標1 幼児期の教育・保育の充実	41
目標2 子育て支援事業の充実	46
第5章 各施策の展開	53
目標3 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進	53
目標4 子どもの健やかな成長に資する環境の整備	55
目標5 母子の健康増進の推進	59
目標6 職業生活と家庭生活との両立の推進	60
目標7 地域ぐるみの子育て支援活動の推進	60
第6章 計画の推進体制	63
1 関係機関等との連携	63
2 役割	64
3 計画の達成状況の点検・評価	65
第7章 資料編	66
1 関係施設一覧	66
2 計画策定の経緯	67
3 用語解説	68

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と目的

我が国においては、少子化の進行が続いており、核家族化や地域での人間関係の希薄化などによって、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。また、核家族化の進行、社会環境の変化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。そのため、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況の中、国においては、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取組を進めてきました。平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定し、これらに基づく「子ども・子育て支援新制度」を平成27年度から実施し、幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、質の向上、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことを目指しています。また、「子育て安心プラン」や「新・放課後子ども総合プラン」の策定、「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律」の施行等を行い、待機児童の解消に向けた保育人材確保のための総合的な対策や、3歳児から5歳児までの幼児教育・保育の無償化といった施策を進めています。

本市においては、平成21年度に策定した「稚内市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の方向性を継承しながら、「子ども子育て支援法」の趣旨を踏まえた「稚内市子ども・子育て支援事業計画」を平成26年度に策定し、子育て環境の計画的な整備に取り組んできました。

このたび、「稚内市子ども・子育て支援事業計画」が計画期間満了を迎えることから、これまでの取組の成果や課題の分析等を行った上で、本市の最上位計画である「第5次稚内市総合計画」等との整合を図りながら、子育て環境の整備などを着実に推進するため令和2年度を初年度とする「第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

【「子ども・子育て支援法」から抜粋】

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

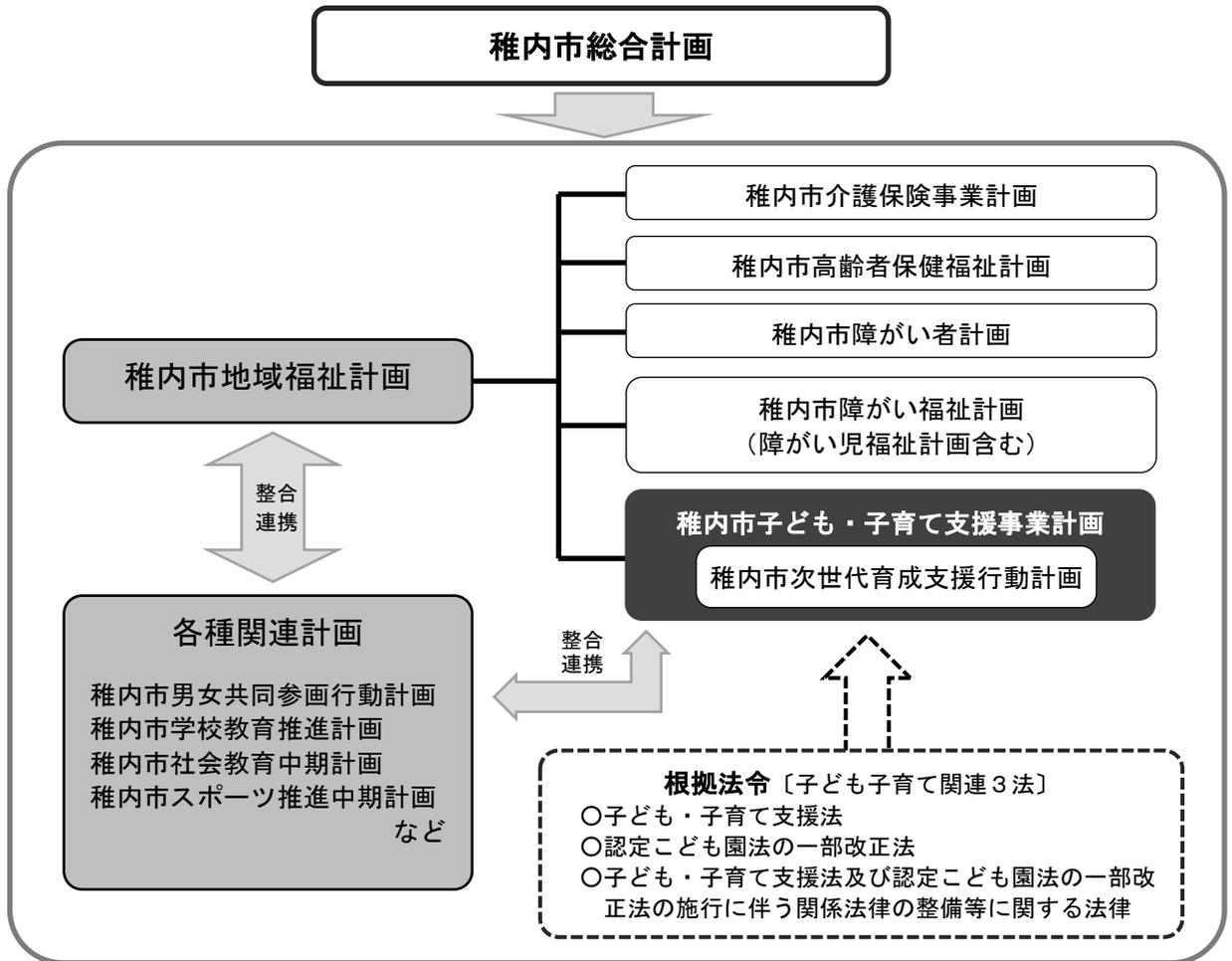
具体的な計画策定に当たっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえています。

また、本計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包するものとしてします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「稚内市総合計画」を上位計画とし、本市における児童福祉、母子保健・医療、教育関係などの子ども・子育てに関する諸施策を総合的に進めるための計画として位置づけられるものです。

また、「稚内市地域福祉計画」を始めとする関連個別計画との連携や整合を取った計画として策定します。



3 計画の対象

本計画の対象は、おおむね乳幼児期から学童期までの子どもとその家庭を対象としています。ただし、施策・事業の内容によっては、必要に応じて、対象年齢に幅をもたせるなど柔軟な対応を行います。

【子どもの対象範囲】

0歳	0歳	1歳	1～5歳	6歳	6～11歳	12歳	12～17歳	18歳
	乳児期		幼児期		学童期（学校教育を除く放課後）		一部対象	
子ども・子育て支援法								

4 計画の期間

本計画は、「子ども・子育て支援法」において定められているとおり、5年を1期としており、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間とするものです。

ただし、子ども・子育てを取り巻く社会状況の変化等により、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

(年度)									
H27	H28	H29	H30	H31 R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
稚内市子ども・子育て支援事業計画									
			計画の策定		第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画				
								次期計画の策定	

5 計画の策定体制と策定の経緯

[子ども・子育て会議の開催]

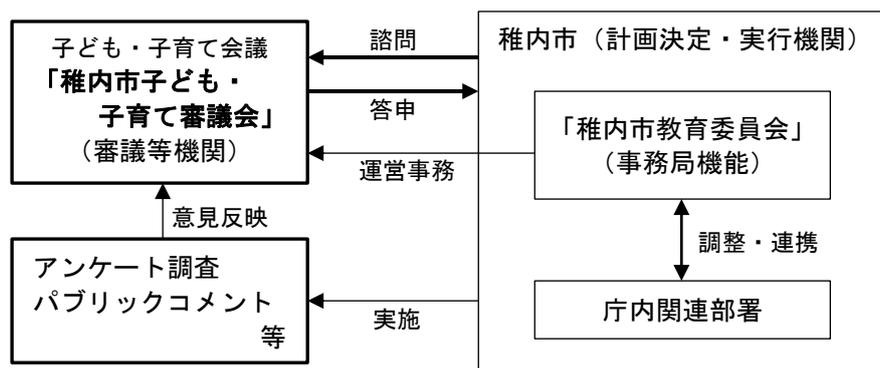
本計画の策定に当たっては、関係者及び市民の意見を広く聴取するため、地域の関係団体・機関や市民の代表等により構成される「稚内市子ども・子育て審議会」を開催し、委員の皆様から本計画に係るご意見・ご審議をいただきながら、検討・策定を進めました。

[アンケート調査の実施]

本計画の策定に当たり、教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」などを把握するため、就学前児童の保護者及び小学生児童の保護者に対し、「子育て支援に関するアンケート（ニーズ）調査」を平成31年1月に実施しました。

[パブリックコメントの実施]

本計画について、市民から幅広い意見を募集するため、計画案に対するパブリックコメントを実施しました。



第2章 稚内市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

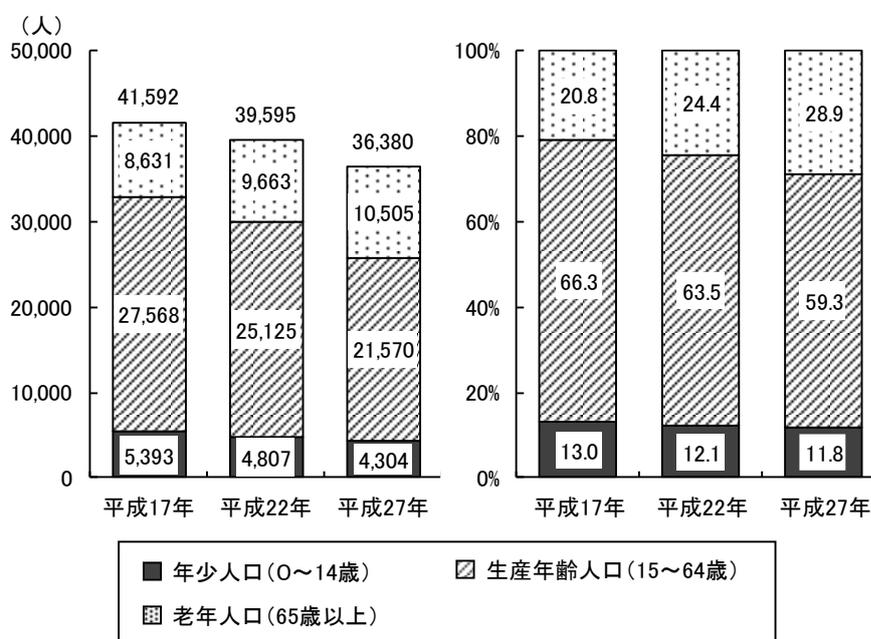
1 統計データからみた子どもを取り巻く状況

(1) 人口の推移

本市の人口の推移をみると、総人口は減少が続いており、平成17年の41,592人から平成27年は36,380人と、5,212人減少しています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少が続く一方、老年人口（65歳以上）は増加が続いています。また、構成割合についても、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は低下していますが、老年人口（65歳以上）は上昇が続いています。

図表 人口の推移

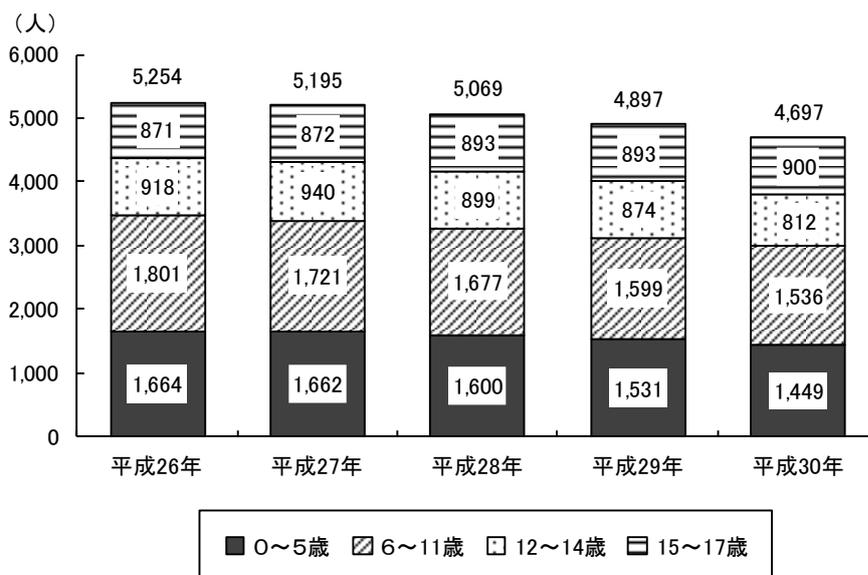


資料：国勢調査

本市の18歳未満の児童人口の推移をみると、15～17歳を除いて減少傾向となっており、児童人口の合計は、平成26年の5,254人から平成30年には4,697人に減少しています。

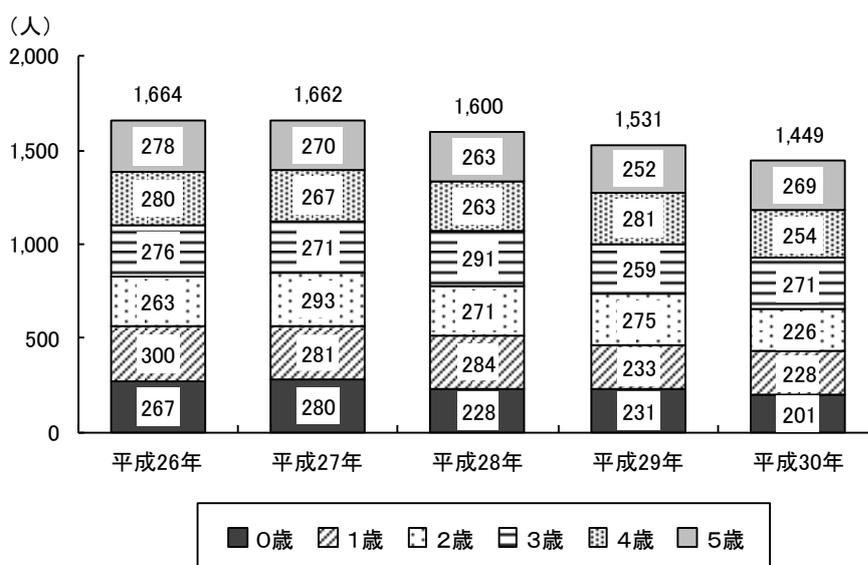
また、0～5歳の就学前児童の1歳階級別人口の推移をみると、3歳と5歳は平成29年から平成30年にかけて増加していますが、他の年齢はおおむね減少傾向となっており、平成26年から平成30年にかけて、1歳は72人減少、0歳は66人減少となっています。

図表 児童人口の推移



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

図表 就学前児童数の推移



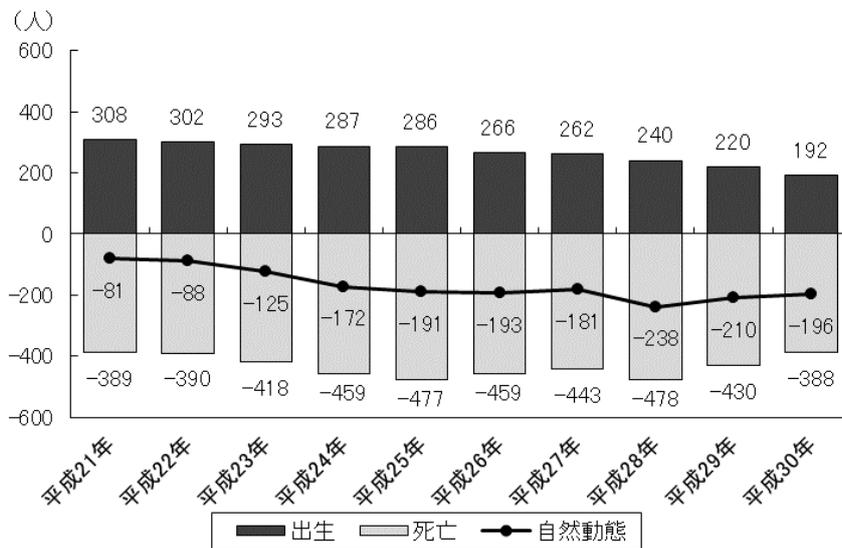
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 自然動態・社会動態の状況

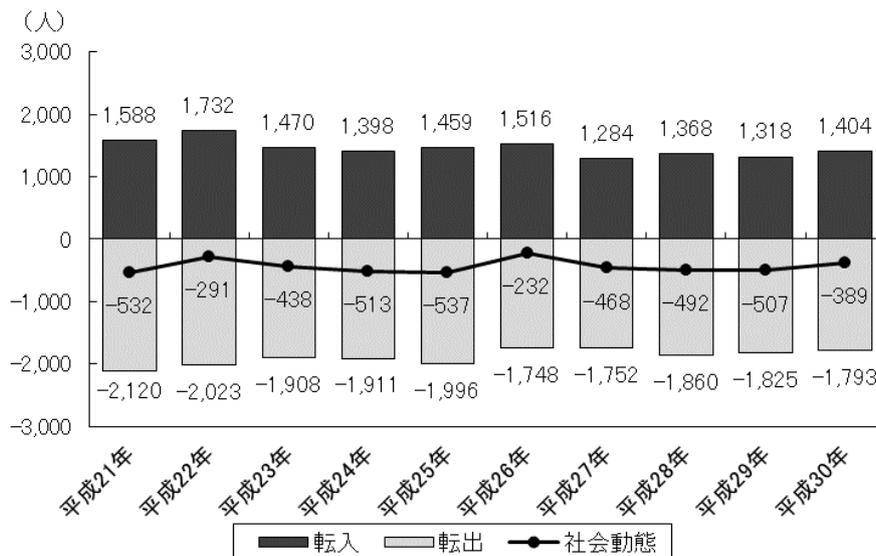
本市の自然動態の推移をみると、出生数は平成21年から減少が続いており、平成21年の308人から平成30年は192人となっています。死亡は、平成23年に400人を超えてから、450人前後で推移していましたが、平成30年は400人を割り込んでいます。自然動態は減少傾向となっており、平成22年までは100人以下の減少でしたが、近年は200人前後の減少となっています。

社会動態の推移をみると、転入は、おおむね減少傾向にあり、平成28年以降は1,300～1,400人台となっています。また、転出も減少傾向となっており、平成26年以降は1,700～1,800人台で推移しています。社会動態は、年による差はありますが、おおむね500人前後の減少となっています。

図表 自然動態の推移



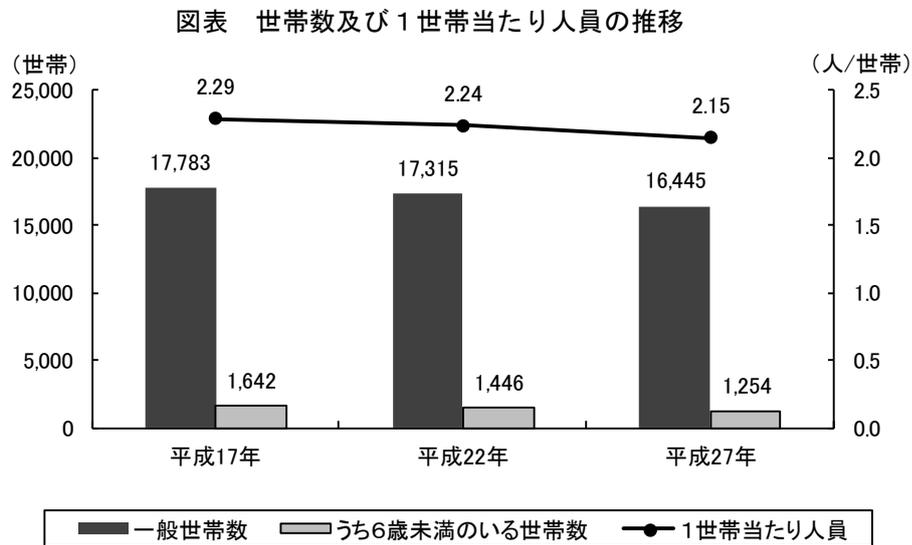
図表 社会動態の推移



資料：住民基本台帳

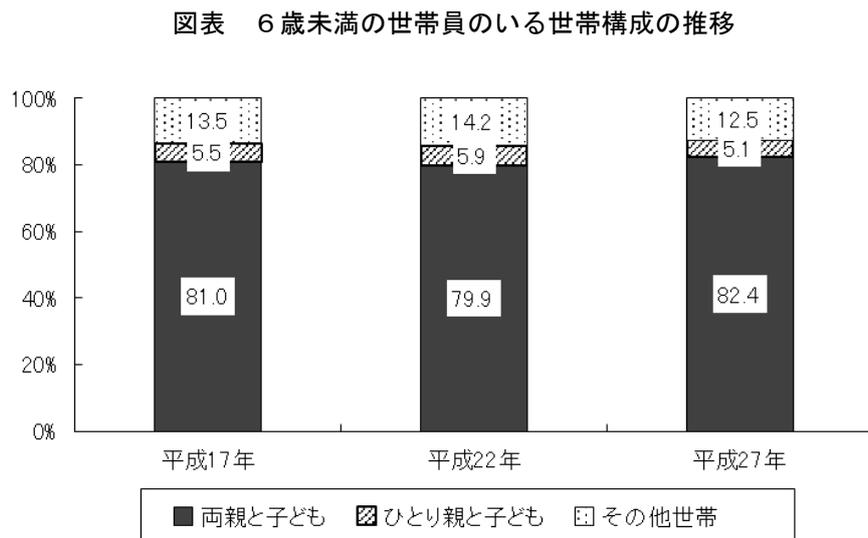
(3) 世帯の状況

本市の世帯数の推移をみると、平成17年の17,783世帯から平成27年は16,445世帯と、1,338世帯減少しており、6歳未満のいる世帯数も、平成17年の1,642世帯から平成27年は1,254世帯に減少しています。また、1世帯当たり人員も減少が続き、平成17年は2.29人/世帯でしたが、平成27年には2.15人/世帯となっています。



資料：国勢調査

本市の6歳未満の世帯員のいる世帯構成の推移をみると、大きな変化はなく、両親と子どもは80%前後、ひとり親と子どもは5%台で推移しており、これらを合計した核家族は、平成27年は87.5%となっています。

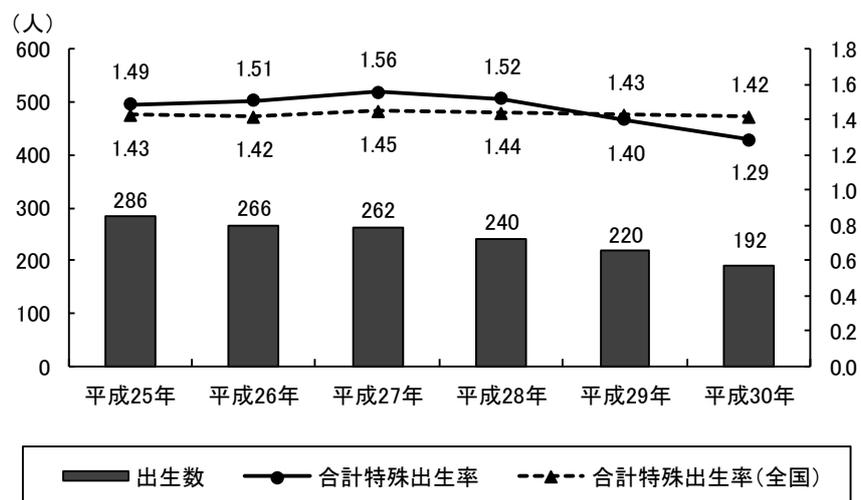


資料：国勢調査

(4) 出生の状況

本市の出生数及び合計特殊出生率の推移をみると、出生数は、平成25年の286人から減少が続いており、平成30年は192人となっています。合計特殊出生率は、平成27年に1.56となってから低下が続き、平成29年には全国を下回り、平成30年は1.29となっています。

図表 出生数及び合計特殊出生率の推移



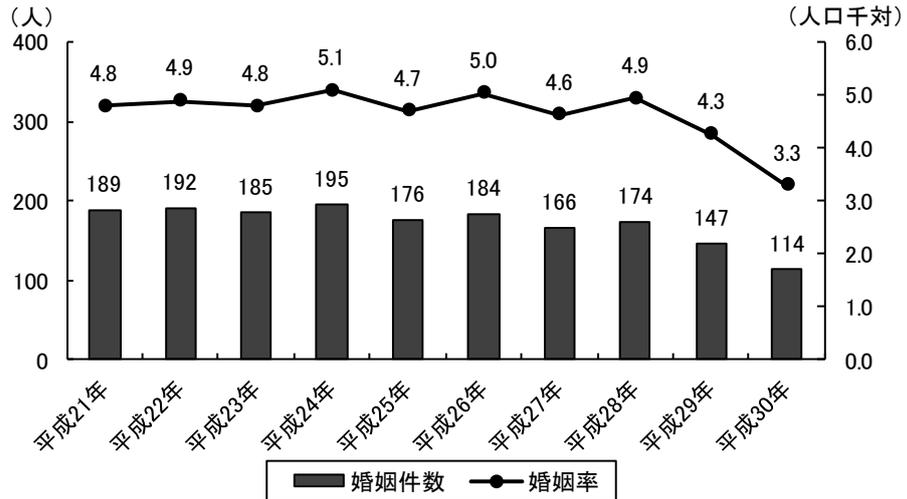
資料：稚内市調査、人口動態統計
 ※稚内市の合計特殊出生率は独自で算出

(5) 婚姻・離婚の状況

本市の婚姻件数及び婚姻率（人口千人当たりの婚姻件数）の推移をみると、婚姻件数は減少傾向で、平成30年は114件となっており、婚姻率は、5.0前後で推移していましたが、平成29年、平成30年と低下し、平成30年は3.3となっています。

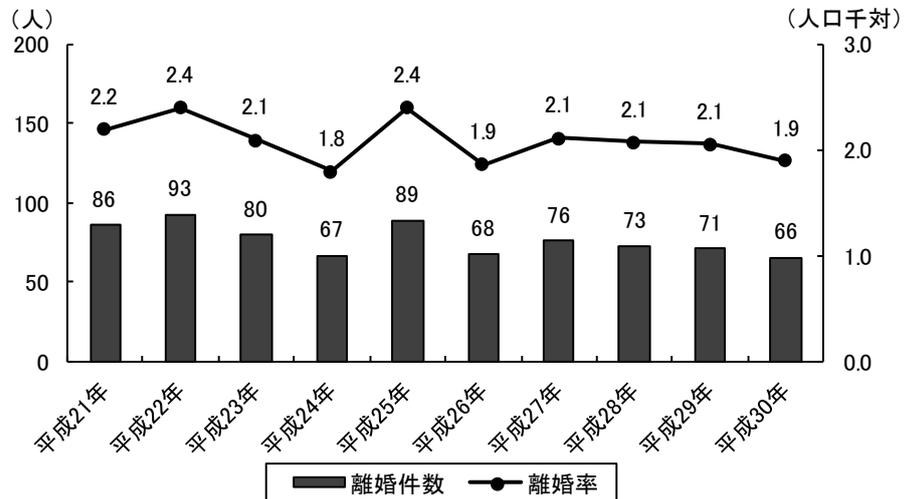
離婚件数及び離婚率（人口千人当たりの離婚件数）の推移をみると、離婚件数は減少傾向で、平成30年は66件となっており、離婚率は、平成27年以降、2.0前後で推移しています。

図表 婚姻件数及び婚姻率の推移



資料：稚内市統計書

図表 離婚件数及び離婚率の推移

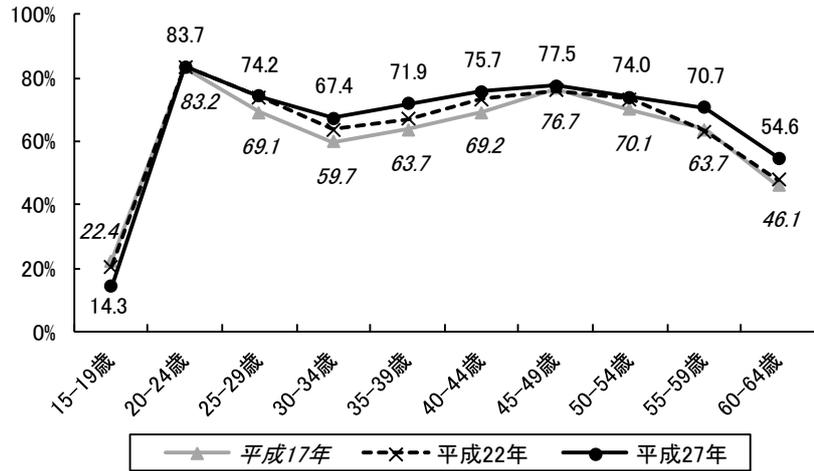


資料：稚内市統計書

(6) 就労の状況

女性の年齢別労働力率の推移をみると、平成17年と比べて、平成27年は15～19歳を除いて全般的に上昇していますが、特に30～34歳、35～39歳の上昇が大きく、結婚・出産期に低下する、いわゆるM字カーブの底が浅くなってきています。

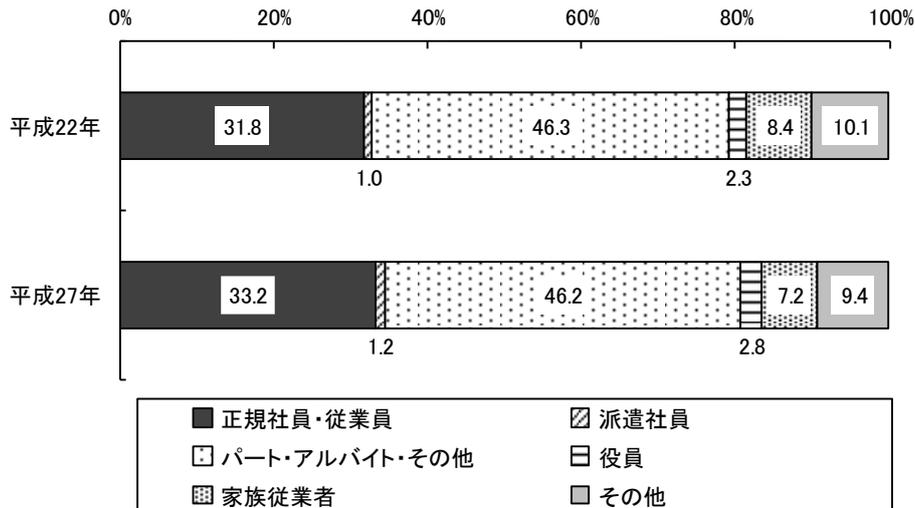
図表 女性の年齢別労働力率の推移



資料：国勢調査

女性の従業上の地位別就業者の割合をみると、平成22年から大きな変化はなく、平成27年は「パート・アルバイト・その他」が46.2%と最も高く、次いで「正規社員・従業員」が33.2%となっています。

図表 女性の従業上の地位別就業者の割合



資料：国勢調査

2 教育・保育施設の状況

(1) 利用児童数の推移

市内にある幼稚園は、平成23年及び平成30年に1か所減り、平成30年は5か所、定員数555人となっています。利用児童数は、500人前後で推移しており、平成30年は506人となっています。

保育所は、平成21年に私立が1か所増え、平成30年は公立2か所、私立4か所となっており、定員数の合計は、平成30年に30人減少し、380人となっています。利用児童数は、近年、350人前後で推移しています。

幼稚園と保育所の利用児童数の合計は、減少傾向にありましたが、近年は850人前後で推移しています。

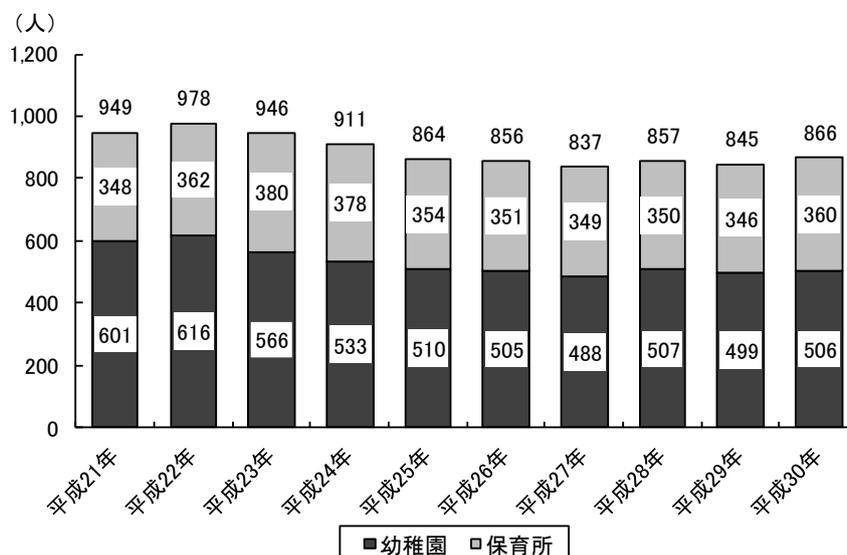
図表 幼稚園・保育所の施設数、定員数、利用児童数の推移

(単位：か所、人、%)

		平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	
幼稚園	施設数	7	7	6	6	6	6	6	6	6	5	
	定員数	955	955	955	875	810	790	570	540	540	555	
	利用児童数	601	616	566	533	510	505	488	507	499	506	
	充足率	62.9	64.5	59.3	60.9	63.0	63.9	85.6	93.9	92.4	91.2	
保育所	施設数	公立	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
		私立	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	定員数	410	410	410	410	410	410	410	410	410	380	
	利用児童数	348	362	380	378	354	351	349	350	346	360	
	充足率	84.9	88.3	92.7	92.2	86.3	85.6	85.1	85.4	84.4	94.7	

資料：稚内市調査（定員数：平成21～26年は認可定員数、平成27～30年は利用定員数）

図表 幼稚園及び保育所の利用児童数の推移

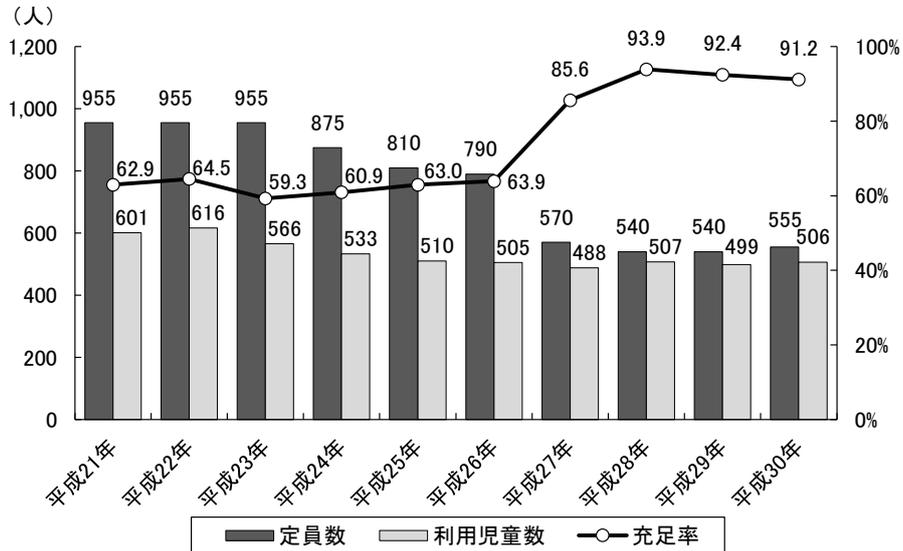


資料：稚内市調査

(2) 幼稚園の利用状況

市内の幼稚園利用児童数は、減少傾向となっておりますが、定員数も平成 27 年の大幅な削減をはじめ、段階的に削減しているため、平成 27 年以降の充足率は9割前後で推移しています。

図表 幼稚園の定員数、利用児童数、充足率の推移

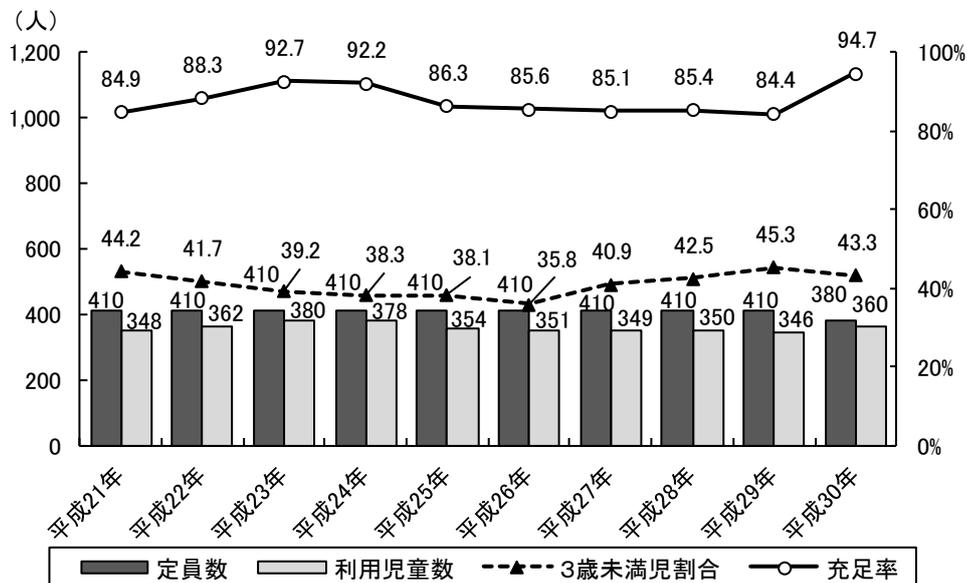


資料：稚内市調査

(3) 保育所の利用状況

市内の保育所利用児童数は、ほぼ横ばいとなっております、平成 25 年以降は 350 人前後で、定員数も平成 21 年に増えて以来、変わっていません。このため、充足率も平成 25 年以降は、85%前後で推移しています。また、利用児童数のうち、3歳未満児の割合は、低下が続いていましたが、平成 26 年以降は上昇傾向となっております。

図表 保育所の定員数、利用児童数、3歳未満児割合、充足率の推移



資料：稚内市調査

(4) 認可外保育施設の利用状況

市内には、保育を行うことを目的とし、児童福祉法に基づき都道府県知事が認可している認可保育所以外に、へき地保育所4か所、事業所内保育所2か所、その他1か所があります。これらの認可外保育施設の利用児童数は、増加傾向にあり、平成30年度は100人となっています。

図表 認可外保育所の利用児童数の推移

(単位：人)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
へき地保育所	59	61	64	62	72	66
事業所内保育所	20	22	24	24	19	24
その他	10	10	10	17	14	10
合計	89	93	98	103	104	100

資料：稚内市調査

3 地域子ども・子育て支援事業の状況

「子ども・子育て支援事業計画」により、これまで実施してきた地域子ども・子育て支援事業の実施状況をまとめました。

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育所の通常の開所時間（11 時間）を延長して保育を行っています。

利用総数、利用比率は共に、平成 28 年度、平成 29 年度と減少していましたが、平成 30 年度は増加しています。

図表 延長保育の実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用総数	133 人	121 人	156 人	144 人	130 人	146 人
利用比率	37.6%	34.5%	44.7%	41.1%	37.6%	40.6%

資料：稚内市調査

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

共働き家庭など留守家庭の小学校 1～6 年生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全育成を図る事業です。

対象児童数は、減少が続いていますが、利用登録者数は年度により増減があり、平成 30 年度は 181 人となっています。

図表 学童保育の実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
児童数(6～11 歳)	1,866 人	1,802 人	1,717 人	1,670 人	1,592 人	1,528 人
利用登録者数	195 人	197 人	197 人	168 人	200 人	181 人

資料：稚内市調査

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合、市が委託する里親等において子どもを一定期間（原則として7日間以内）養育する事業です。本市では、平成24年度から実施しています。

利用者数は、年度により差が大きくなっています。

図表 ショートステイの実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	69人日	33人日	2人日	28人日	4人日	0人日

資料：稚内市調査

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師又は保育士が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立を防ぐことを目指す事業です。

訪問家庭数は、減少が続いており、平成30年度は144人となっています。

図表 こんにちは赤ちゃん事業の実施状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
訪問家庭数	240人	231人	213人	195人	190人	144人

資料：稚内市調査

(5) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。

図表 要保護児童等に対する支援に資する事業の実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象児童数 (0～18 歳)	5,661 人	5,491 人	5,454 人	5,273 人	5,109 人	4,937 人
利用者数	62 人	67 人	68 人	82 人	54 人	80 人

資料：稚内市調査

(6) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等、地域の身近な場所で、就学前までの児童がいる親と子の交流や育児相談・情報提供等を行います。

利用者数は減少傾向であり、平成 30 年度は 708 人回/月となっています。

図表 子育て支援センターの実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	962 人回/月	977 人回/月	981 人回/月	855 人回/月	694 人回/月	708 人回/月
実施箇所数	3 か所					

資料：稚内市調査

(7) 一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等による預かり【就学前】）

保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園や保育所などで保育する事業です。

幼稚園における在園児対象型の一時預かりの利用者数、利用率、平均利用日数は、平成 27 年度から増加が続いています。

保育所などにおける一時預かりの利用者数の合計は、減少傾向であり、平成 30 年度は 602 人日となっています。

図表 幼稚園における在園児対象型の一時預かりの実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	15,676 人日	14,804 人日	15,274 人日	16,764 人日	17,130 人日	21,696 人日
利用率	11.8%	11.3%	12.0%	12.7%	13.2%	16.5%
平均利用日数	60.3 日	56.9 日	58.7 日	64.5 日	65.9 日	83.4 日

資料：稚内市調査

図表 保育所などにおける一時預かりの実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育所	573 人日	553 人日	475 人日	571 人日	347 人日	442 人日
ファミリー・サポート・センター	859 人日	403 人日	133 人日	179 人日	217 人日	160 人日
合計	1,432 人日	956 人日	608 人日	750 人日	564 人日	602 人日

資料：稚内市調査

(8) 病児・病後児保育事業

保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。本市では、平成 29 年 4 月から実施しています。

図表 病児・病後児保育の実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	—	—	—	—	43 人日	76 人日

資料：稚内市調査

(9) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学後】）

子育ての手助けがほしい人（おねがい会員）、子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行います。

利用者数は、平成 27 年度に大幅に減少しましたが、平成 29 年度、平成 30 年度と増加し、平成 30 年度は 177 人日となっています。

図表 ファミリー・サポート・センターの実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	168 人日	212 人日	54 人日	41 人日	70 人日	177 人日

資料：稚内市調査

(10) 妊婦健診事業

妊娠中の母親とおなかの赤ちゃんの健康状態などを定期的に確認するため、妊婦健康診査の一部を公費負担する事業です。

利用者数は、減少傾向であり、平成 26 年度の 3,725 人回から平成 30 年度は 2,417 人回となっています。

図表 妊婦健診事業の実施状況

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	3,643 人回	3,725 人回	3,020 人回	3,227 人回	2,632 人回	2,417 人回

資料：稚内市調査

4 アンケート結果からみた子どもを取り巻く状況

(1) 調査の概要

本計画の策定に当たり、子育てに関する状況や、これからの子育て施策への期待等を把握し、子ども・子育て支援施策の検討に利用するため、対象者別に次の2種類のアンケート調査を実施しました。

なお、「平成30年度調査」とは本調査を指し、「平成25年度調査」とは、平成25年12月に実施した「稚内市子ども・子育て支援事業計画策定のためのアンケート調査」のことを指します。

また、グラフ等のn数(n=〇〇〇)は、「Number of case」の略で、構成比算出の母数を示しています。

①就学前児童

○調査対象：本市在住の就学前児童がいる世帯

○調査期間：平成31年1月17日～平成31年1月31日

○調査方法：幼稚園・保育所における配布・回収、郵送配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
1,078 票	553 票	51.2%

②小学生児童

○調査対象：本市在住の小学生児童がいる世帯

○調査期間：平成31年1月17日～平成31年1月31日

○調査方法：郵送配布・回収

○配布・回収：

配布数	回収数	回収率
860 票	407 票	47.3%

(2) 調査結果の概要

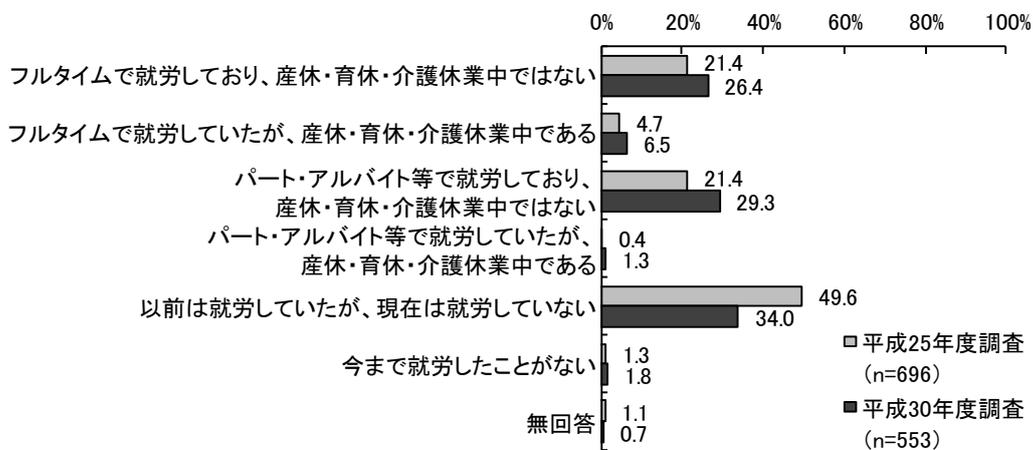
①就学前児童

<母親の就労状況>

「以前は就労していたが、現在は就労していない」が34.0%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が29.3%、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が26.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が低下し、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合が上昇しています。

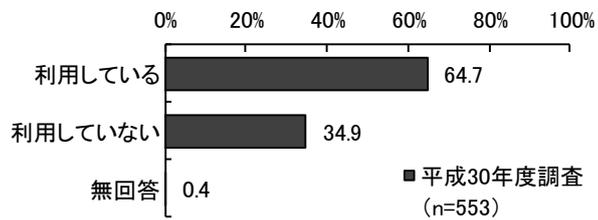
図表 母親の就労状況【単数回答】



<定期的な教育・保育事業の利用の有無>

「利用している」が64.7%、「利用していない」が34.9%となっています。

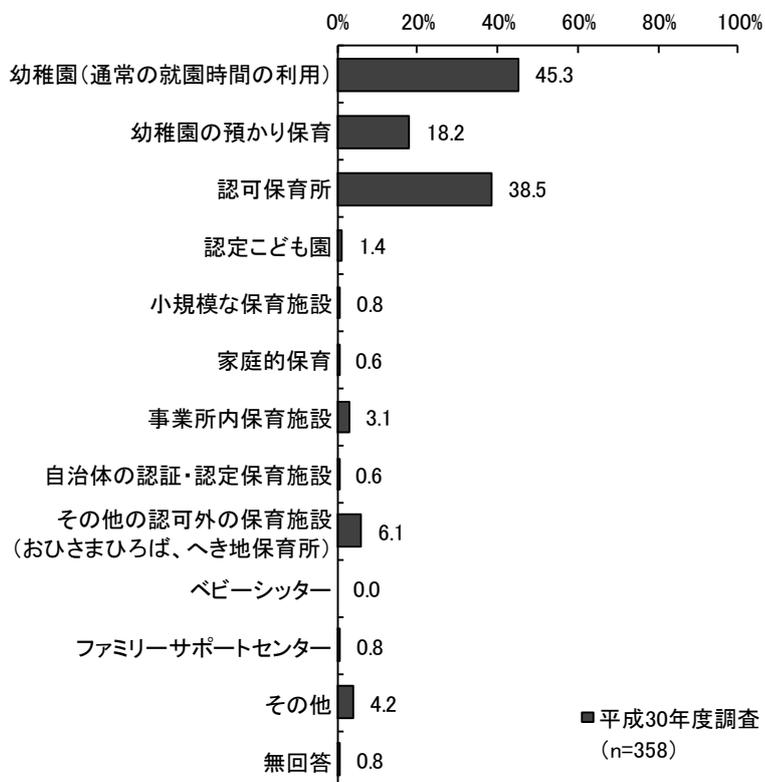
図表 定期的な教育・保育事業の利用の有無【単数回答】



<利用している定期的な教育・保育事業>

「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が45.3%と最も高く、次いで「認可保育所」が38.5%、「幼稚園の預かり保育」が18.2%となっています。

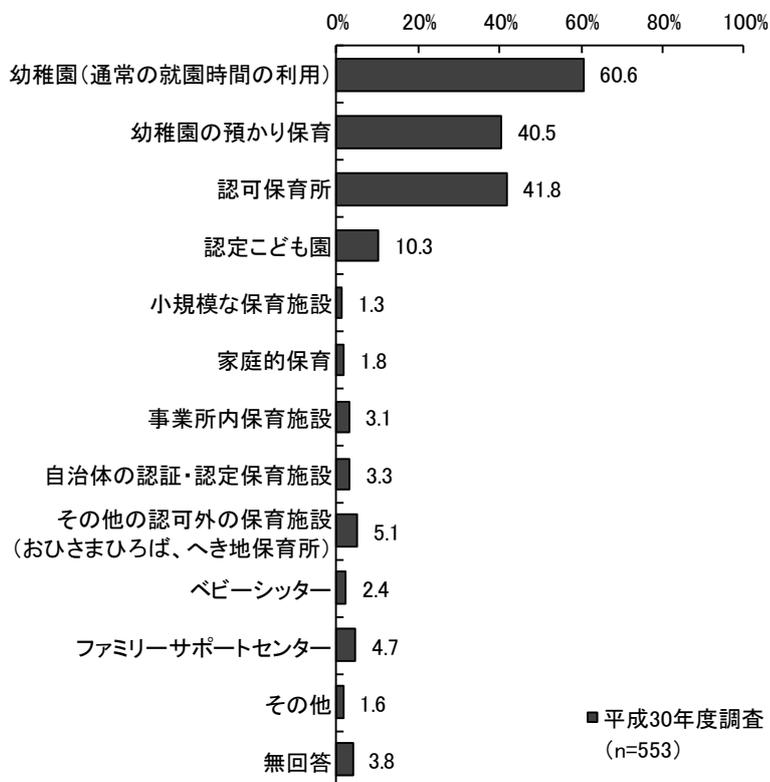
図表 利用している定期的な教育・保育事業【複数回答】



<現在の利用の有無にかかわらず、定期的に利用したい教育・保育事業>

「幼稚園(通常の就園時間の利用)」が60.6%と最も高く、次いで「認可保育所」が41.8%、「幼稚園の預かり保育」が40.5%となっています。

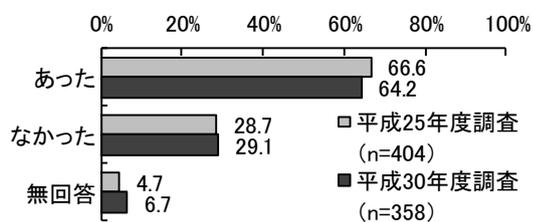
図表 現在の利用の有無にかかわらず、定期的に利用したい教育・保育事業【複数回答】



<病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことの有無>

「あった」が64.2%、「なかった」が29.1%となっています。
平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

図表 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことの有無【単数回答】

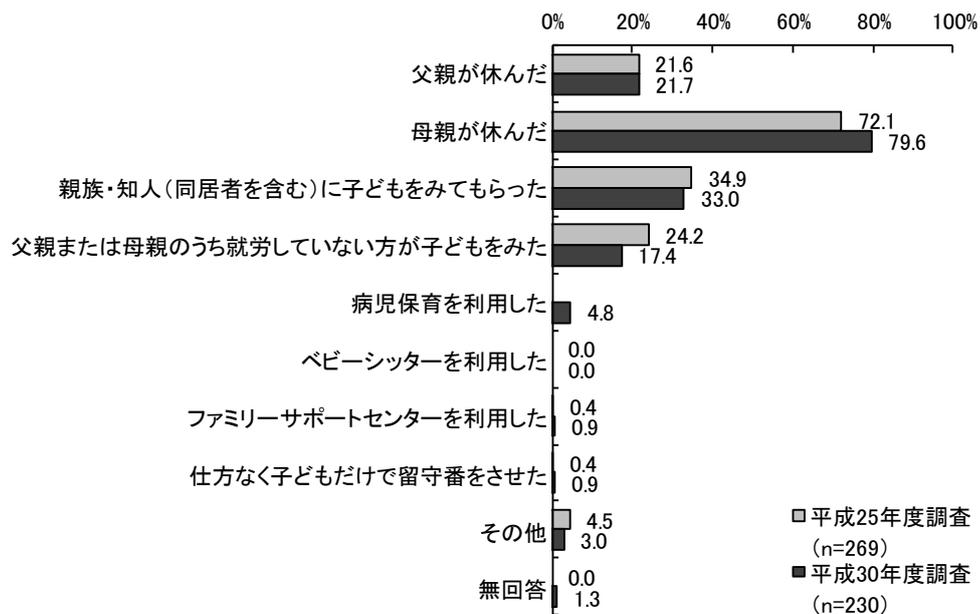


<病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対応>

「母親が休んだ」が79.6%と最も高く、次いで「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が33.0%、「父親が休んだ」が21.7%、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が17.4%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「母親が休んだ」が上昇し、「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」などが低下しています。

図表 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対応【複数回答】



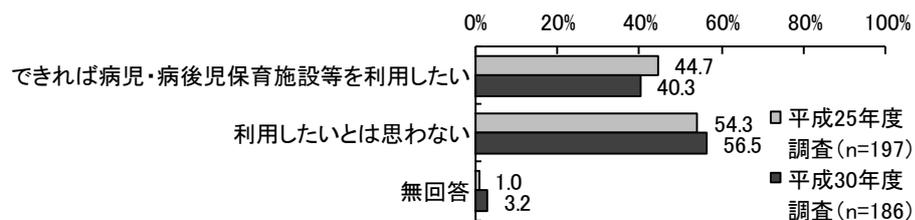
※「病児保育を利用した」は、平成30年度調査で新設

<病児・病後児のための保育施設等の利用意向>

「利用したいとは思わない」が56.5%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が40.3%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」は、やや低下しています。

図表 病児・病後児のための保育施設等の利用意向【単数回答】

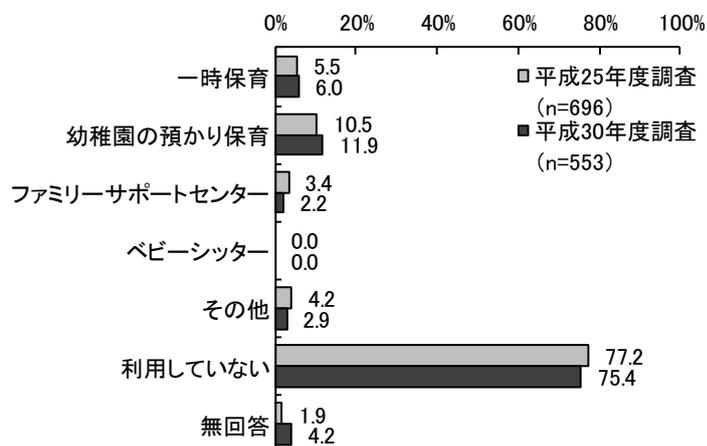


<不定期に利用している事業>

「利用していない」が75.4%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が11.9%、「一時保育」が6.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

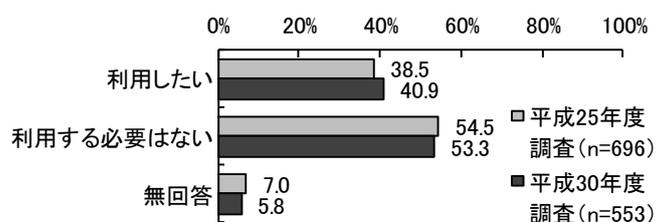
図表 不定期に利用している事業【複数回答】



<不定期の教育・保育事業の利用意向>

「利用したい」が40.9%、「利用する必要はない」が53.3%となっています。平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

図表 不定期の教育・保育事業の利用意向【単数回答】

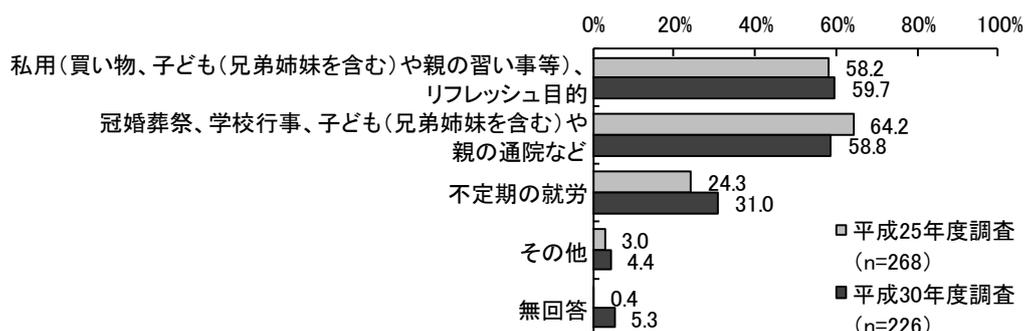


<不定期の教育・保育事業の利用目的>

「私用(買い物、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の習い事等)、リフレッシュ目的」が59.7%と最も高く、次いで「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院など」が58.8%、「不定期の就労」が31.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「冠婚葬祭、学校行事、子ども(兄弟姉妹を含む)や親の通院など」は低下し、「不定期の就労」などが上昇しています。

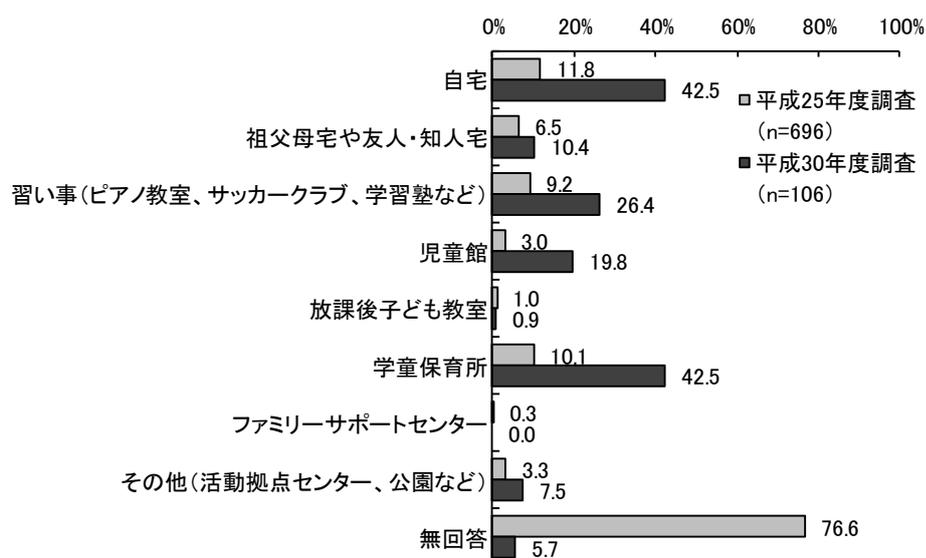
図表 不定期の教育・保育事業の利用目的【複数回答】



<低学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所>

「自宅」、「学童保育所」がいずれも42.5%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が26.4%、「児童館」が19.8%となっています。

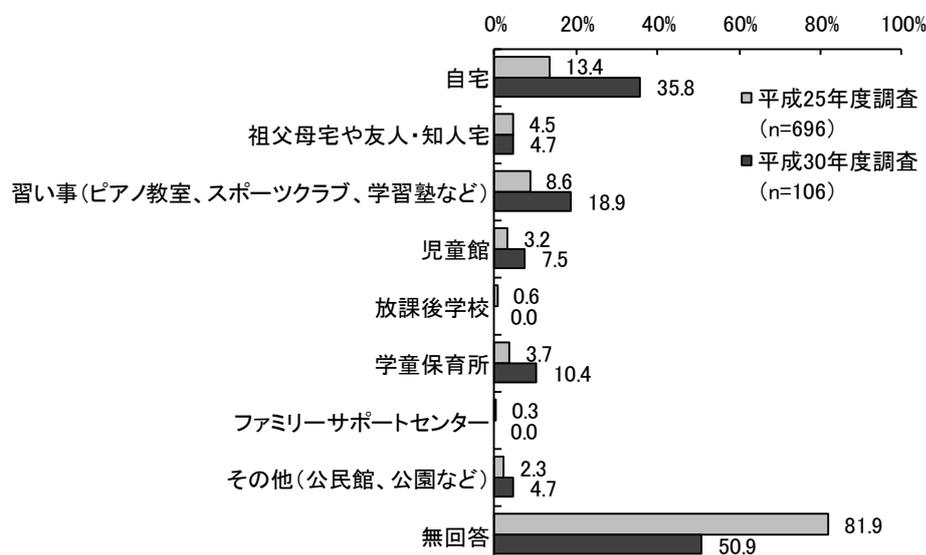
図表 低学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所【複数回答】



<高学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所>

「自宅」が35.8%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が18.9%、「学童保育所」が10.4%となっています。

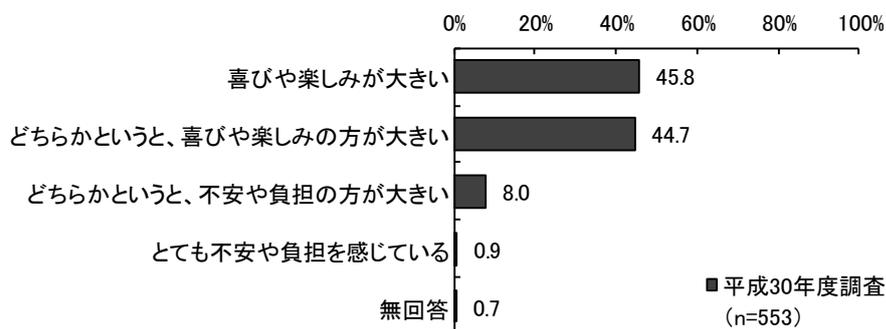
図表 高学年の間、放課後の時間を過ごさせたい場所【複数回答】



<子育てについて感じる事>

「喜びや楽しみが大きい」と「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」の合計は90.5%、「とても不安や負担を感じている」と「どちらかという、不安や負担の方が大きい」の合計は8.9%となっています。

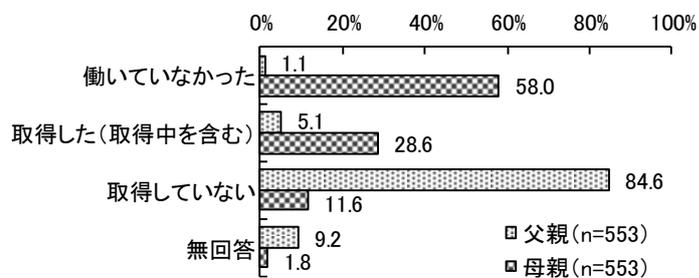
図表 子育てについて感じる事【単数回答】



<育児休業の取得状況>

父親は、「取得していない」が84.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中を含む）」が5.1%となっています。また、母親は、「働いていなかった」が58.0%と最も高く、次いで「取得した（取得中を含む）」が28.6%となっています。

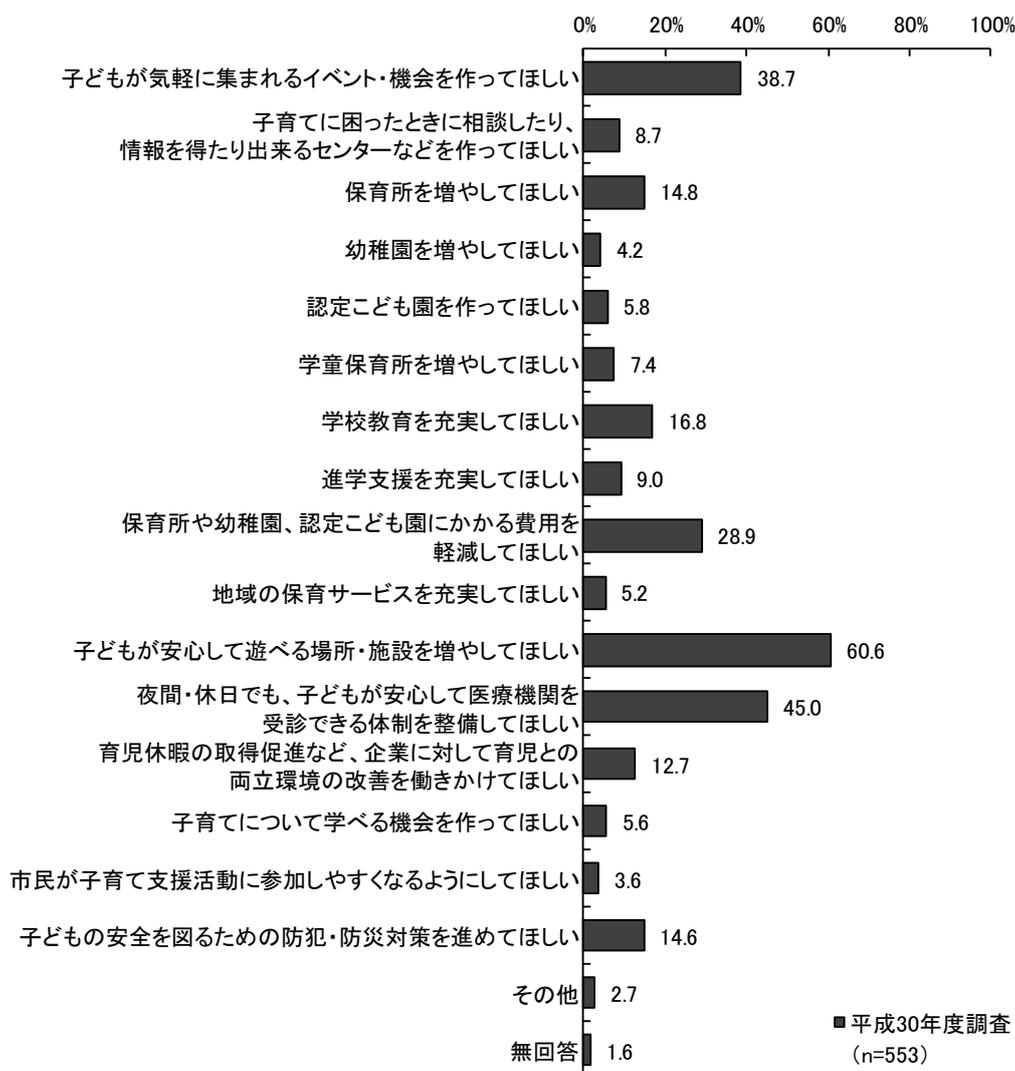
図表 育児休業の取得状況【単数回答】



＜市の子育て支援について特に期待すること＞

「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が60.6%と最も高く、次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が45.0%、「子どもが気軽に集まれるイベント・機会を作ってほしい」が38.7%となっています。

図表 市の子育て支援について特に期待すること【複数回答】



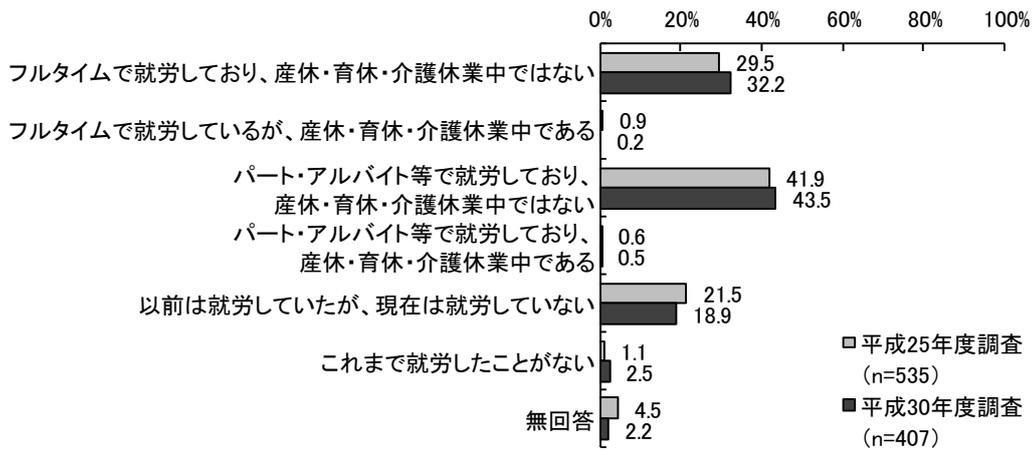
②小学生児童

<母親の就労状況>

「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が43.5%と最も高く、次いで「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が32.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が18.9%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」がやや低下し、フルタイム又はパート・アルバイト等で就労している割合がやや上昇しています。

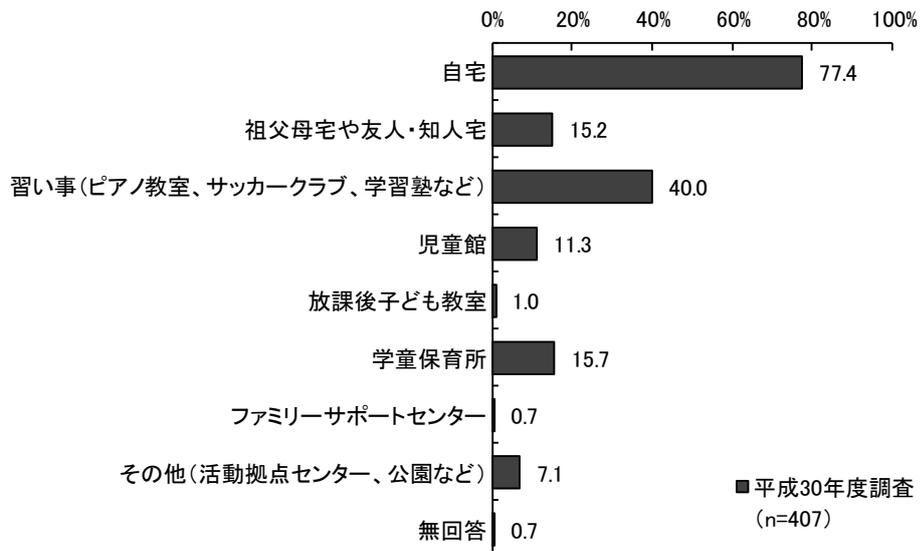
図表 母親の就労状況【単数回答】



<放課後過ごしている場所>

「自宅」が77.4%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が40.0%、「学童保育所」が15.7%となっています。

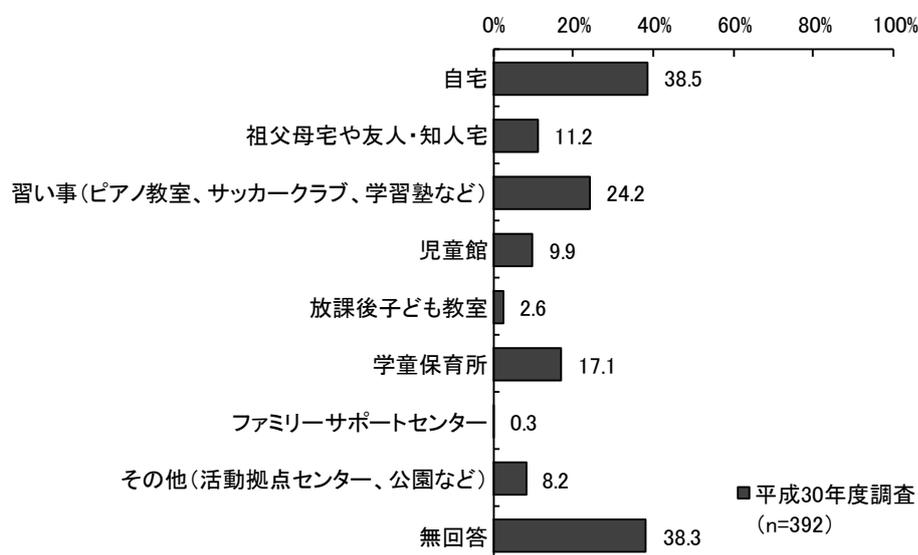
図表 放課後過ごしている場所【複数回答】



<低学年の間、放課後過ごさせたい場所>

「自宅」が38.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が24.2%、「学童保育所」が17.1%となっています。

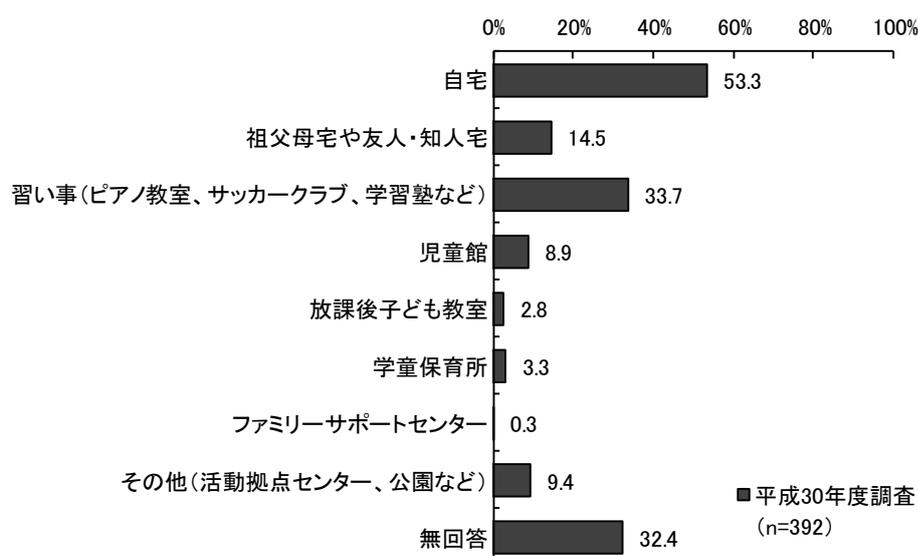
図表 低学年の間、放課後過ごさせたい場所【複数回答】



<高学年の間、放課後過ごさせたい場所>

「自宅」が53.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が33.7%、「祖父母宅や友人・知人宅」が14.5%となっています。

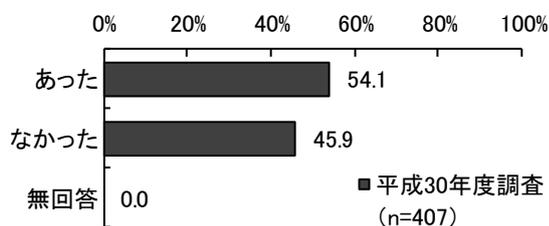
図表 高学年の間、放課後過ごさせたい場所【複数回答】



<病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことの有無>

「あった」が54.1%、「なかった」が45.9%となっています。

図表 病気やケガで教育・保育事業を利用できなかったことの有無【単数回答】

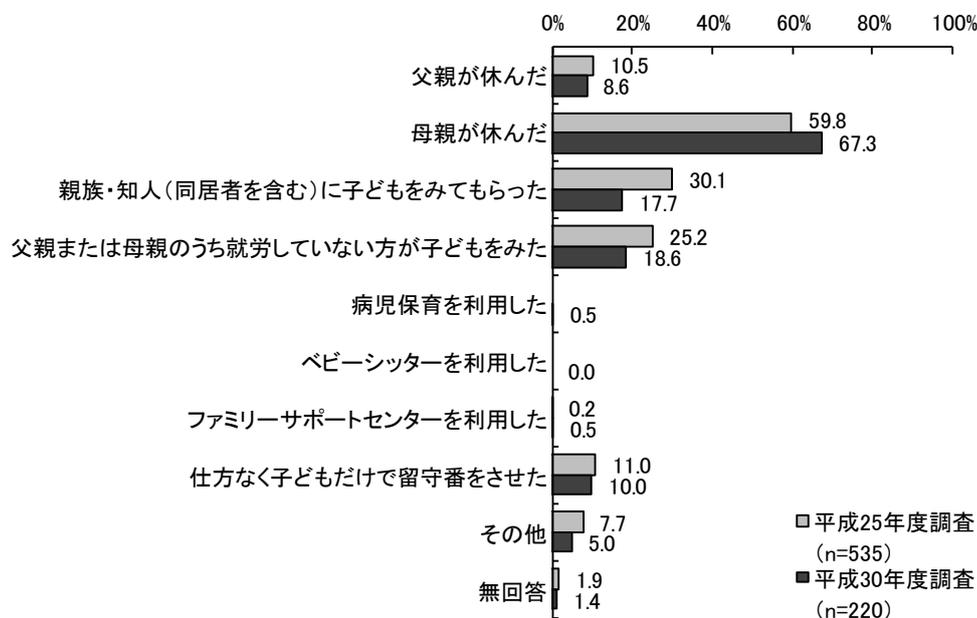


<病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対応>

「母親が休んだ」が67.3%と最も高く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」が18.6%、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」が17.7%、「仕方なく子どもだけで留守番をさせた」が10.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「母親が休んだ」が上昇し、「親族・知人（同居者を含む）に子どもをみてもらった」や「父親または母親のうち就労していない方が子どもをみた」などが低下しています。

図表 病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対応【複数回答】



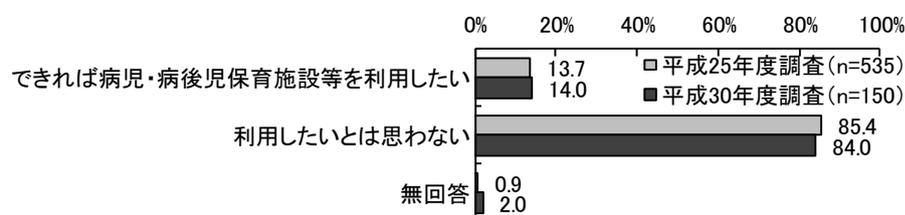
※選択肢「病児保育を利用した」、「ベビーシッターを利用した」は、平成30年度調査で新設。

<病児・病後児のための保育施設等の利用意向>

「利用したいとは思わない」が84.0%、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が14.0%となっています。

平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

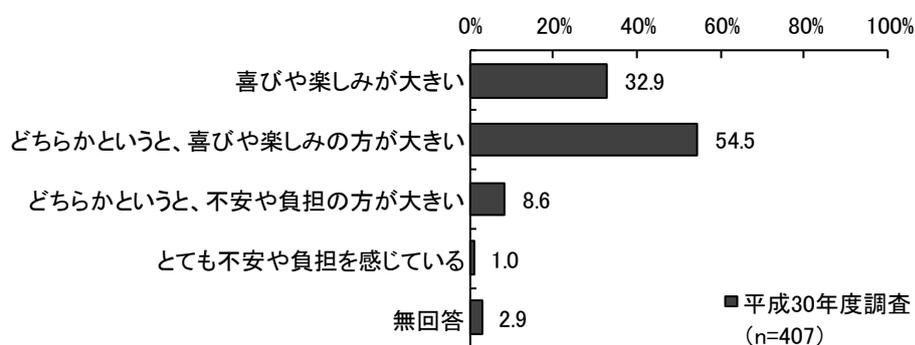
図表 病児・病後児のための保育施設等の利用意向【単数回答】



<子育てについて感じる事>

「喜びや楽しみが大きい」と「どちらかという、喜びや楽しみの方が大きい」の合計は87.4%、「とても不安や負担を感じている」と「どちらかという、不安や負担の方が大きい」の合計は9.6%となっています。

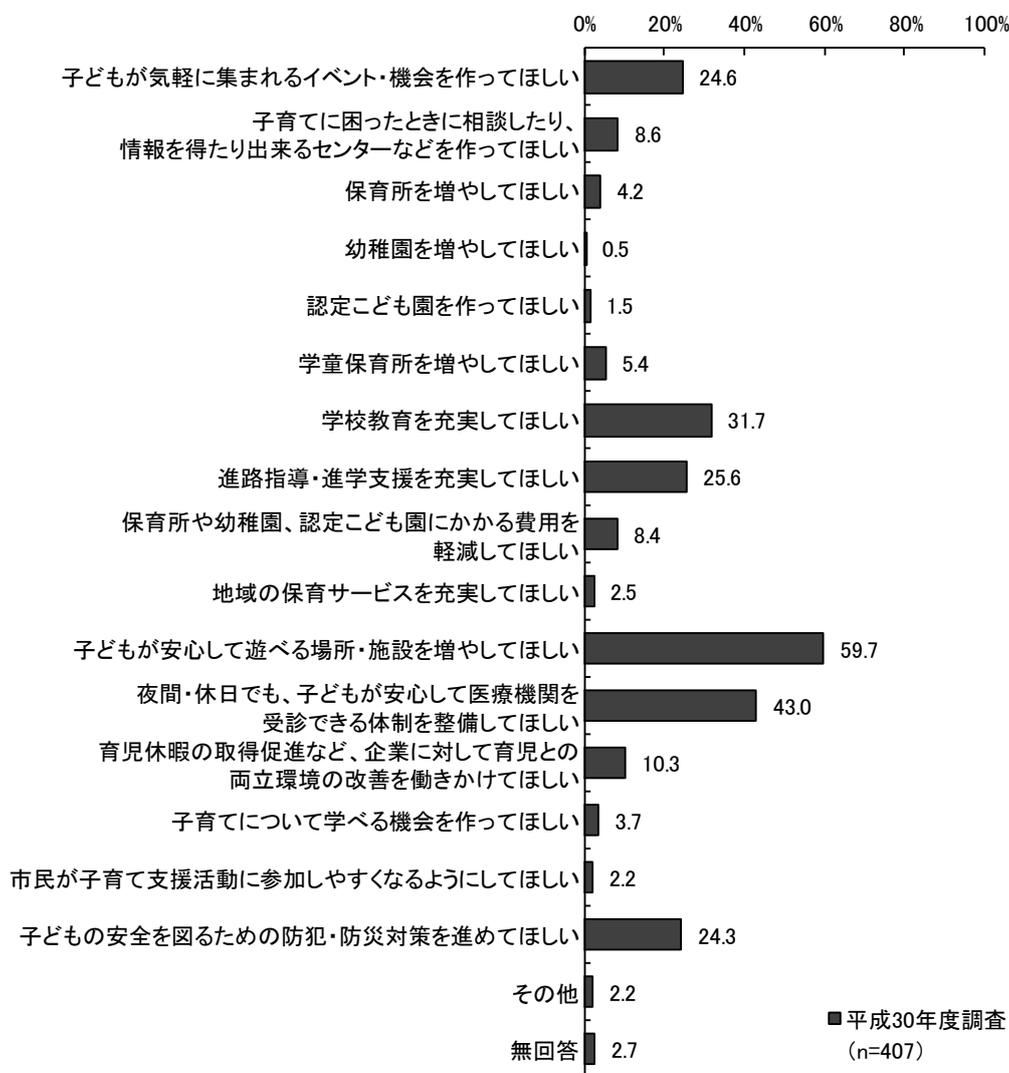
図表 子育てについて感じる事【単数回答】



＜市の子育て支援について特に期待すること＞

「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」が59.7%と最も高く、次いで「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が43.0%、「学校教育を充実してほしい」が31.7%となっています。

図表 市の子育て支援について特に期待すること【複数回答】



5 「稚内市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況

(1) 教育・保育施設

「稚内市子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)における教育・保育施設の計画と実施状況は次のとおりです。

図表 教育・保育施設の計画と実績

		単位	第1期計画	実績(平成31年4月1日)	
				利用定員	申込児童数
1号認定、2号認定 (3歳以上、幼稚園 等を利用希望)	特定教育・保育施設	人	525 (537)	495	444
	確認を受けない幼稚園	人	—	—	—
2号認定 (3歳以上、保育所 等を利用希望)	特定教育・保育施設	人	184 (287)	224	206
	認可外保育施設(へき地)	人	70 (60)	62	62
3号認定 (0歳、保育所等 を利用希望)	特定教育・保育施設	人	30	30	37
	地域型保育事業	人	5	0	0
	認可外保育施設(へき地)	人	0	0	0
3号認定 (1・2歳、保育所 等を利用希望)	特定教育・保育施設	人	126	126	144
	地域型保育事業	人	0	0	0
	認可外保育施設(へき地)	人	10	4	4

※第1期計画の()内の数値は計画当初の数値(平成29年度に見直し)

【第1期計画の検証】

1・2号認定(3歳以上で幼稚園等を利用希望)は、満3歳の入所が増加傾向にある一方で、対象年齢人口の減少や保育所への移行により、利用定員の実績が計画を下回っています。また、2号認定(3歳以上で保育所等を利用希望)は、保育所への利用希望が増加していることから、特定教育・保育施設において利用定員の実績が計画を上回っています。いずれも現状において必要な定員は確保されていますが、今後は幼児教育・保育の無償化等の影響を踏まえ、利用希望者の状況に応じて定員の調整が必要となります。

3号認定(3歳未満で保育所等を利用希望)の特定教育・保育施設は、0歳、1・2歳ともに定員実績は計画と同数であるものの、計画以上の利用希望があることから待機児童が発生しています。今後においては、保育需要の増加を踏まえて、定員を増加するための抜本的な見直しが必要となります。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

「稚内市子ども・子育て支援事業計画」(第1期計画)における地域子ども・子育て支援事業の計画と実施状況は次のとおりです。

図表 地域子ども・子育て支援事業の計画と実績

	単位	第1期計画	平成30年度実績
利用者支援事業	か所	1	0
時間外保育事業(延長保育事業)	人	204	146
放課後児童健全育成事業(学童保育)	人	225	181
子育て短期支援事業(ショートステイ)	人日	35 (56)	0
乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)	人	218 (228)	144
養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	人	68 (54)	80
地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	人回/月	893	708
一時預かり事業(幼稚園における在園児対象型)	人日	14,511 (10,920)	21,696
一時預かり事業 (保育所などにおける一時預かり)	保育所	433 (586)	442
	ファミリー・サポート・センター	137 (1,013)	160
病児・病後児保育事業	人日	212	76
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター【就学後】)	人日	42 (306)	177
妊婦健診事業	人回	3,248	2,417

※第1期計画の()内の数値は計画当初の数値(平成29年度に見直し)

【第1期計画の検証】

地域子育て支援事業は、計画と実績にかい離があるものの、おおむね必要な提供体制を整えています。第1期計画の大きな進展としては、計画年度よりも遅れはしたものの、以前からの念願であった「病児・病後児保育事業」が平成29年度より実施されました。また、子育て支援に関する情報を集約した「わからない子育て応援サイト」も開始されるなど、更なる子育て支援の充実が図られました。

一方で「利用者支援事業」は、実施に向けて検討を進めてきましたが、必要な人材の確保など実施体制が整わなかったため、計画期間内に実施することができませんでした。また「放課後児童健全育成事業」は、一部の学童保育所で需要の増加に対応できていない状況にあります。そのため次期計画においては、これらの課題解決に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。

6 稚内市の子ども・子育て支援の課題

本市の子どもを取り巻く現状やアンケート調査結果等を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 多様な教育・保育ニーズへの対応

本市では、30歳台の女性の労働力率が上昇してきており、アンケート結果からも特に就学前児童の母親は、就労している割合が前回調査よりも上回っていて、子育て期の女性の就労意向が高まっていることがうかがえます。このため、今後も女性の労働力率は上昇傾向が続き、共働き世帯は増加していくものと考えられます。また、病気やケガの際の病児・病後児保育施設等や、子育て中の保護者の不安解消や負担軽減を図る不定期に利用する一時保育等には一定の利用意向がみられます。本市でも、こうした状況に対応できるよう、教育・保育環境の整備を進めていますが、今後も社会情勢等の変化、就労形態や価値観等の多様化に伴い、多様な教育・保育ニーズが顕在してくるものと考えられます。このため、今後も、多様化する教育・保育ニーズを的確に把握し、対応していくことが求められます。

(2) 安心して子育てができる環境づくり

アンケート結果から、市の子育て支援について特に期待することとして、就学前児童、小学生児童ともに、「子どもが安心して遊べる場所・施設を増やしてほしい」と「夜間・休日でも、子どもが安心して医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が高くなっており、安心して子どもを育てられる環境づくりが求められています。また、子育て家庭の核家族化が進み、子育て期の女性の就労意向が高まる一方で、育児休業を取得したのは、女性で3割弱、男性は1割にも満たない状況となっており、病気やケガで教育・保育事業が利用できなかった場合の対応では、「母親が休んだ」が約8割であるのに対して、「父親が休んだ」は約2割となっています。こうした中で、より子育てをしやすいまちを目指して、家庭や地域、企業、行政などが協力し、地域で安心して子育てができる環境づくりを、生活環境や職場環境をはじめとした様々な面から進めていくことが求められます。

(3) 社会的な支援を必要とする子どもやその家庭への支援

都市化や核家族化の進行により、家庭や地域で子育てに関する状況が大きく変化し、本市でも、6歳未満の世帯員のいるひとり親家庭が一定数おり、こうしたひとり親家庭の中には、経済的に困難を抱えている家庭もあるものと考えられます。また、アンケート結果から、子育てについて感じることとして、不安や負担の方が大きいとする割合は、1割弱とわずかですが、こうした不安や負担がより大きくなったときに、虐待につながってしまう危険性もあります。本市でも、関係機関との連携により、児童虐待の防止や支援を図るとともに、ひとり親家庭や障がいのある子どものいる家庭などに対する支援を行ってきました。今後も、全ての子どもが健やかに成長できるよう、各々が抱える課題や状況に応じた支援を行っていくことが求められます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。本市は、全ての子どもの健やかな育ちを守るため、これまでの取組や考え方を発展的に踏襲し、本計画の基本理念を以下のように定めます。

元気はつらつ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを守ります。

未来にすすむ子育て支援、市民ぐるみの「子育て運動」のまち、わっかない。

本市は、全ての子どもが健やかに成長できるよう、学校・家庭・地域が連携・協力しながら、市民ぐるみの「子育て運動」に取り組んできたまちであり、昭和61年には全国で初めて「子育て平和都市宣言」を行うなど、全国に先駆けて充実した子育て環境の整備を進めてきました。

また、平成16年には、「ワイワイ子育て・楽しさ支援特区」という構造改革特区の認定を受け、いち早く「幼保一元化」の推進に努めてきました。

こうした取組は、子ども・子育て支援法の趣旨である「一人ひとりが個性ある存在として認められ、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を社会全体で整備すること」、そして「地域や社会が保護者に寄り添いながら、親としての成長を支援すること」と合致するものです。

少子化や核家族化、地域コミュニティの希薄化、保護者の労働状況の変化など、子どもや子育てを取り巻く環境は急速に変化しています。このような環境の変化の著しい時代であっても、子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。

本市では、この「子ども・子育て支援事業計画」を通じ、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指します。

また、これまで長年にわたり「子育て運動」に取り組み、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援、環境を整えてきましたが、今後も更に充実させることができるよう、引き続き取り組んでいきます。

2 基本的な視点

本計画における基本理念の実現に向けて、子どもの育ちと子育てをめぐる環境を踏まえ、次の3つの視点から子ども・子育て支援の施策と関連施策を総合的に推進します。

【視点1】子どもの育ちを支える

本計画において、子どもの情緒の安定と、全ての子どもの健やかな育ちを支えるとともに、親や身近な大人との関わりの中で人への信頼や社会性の基盤となる人格を育成し、自我と自主性の芽生えを生きる力に育むことのできる、充実した環境づくりを更に進めます。

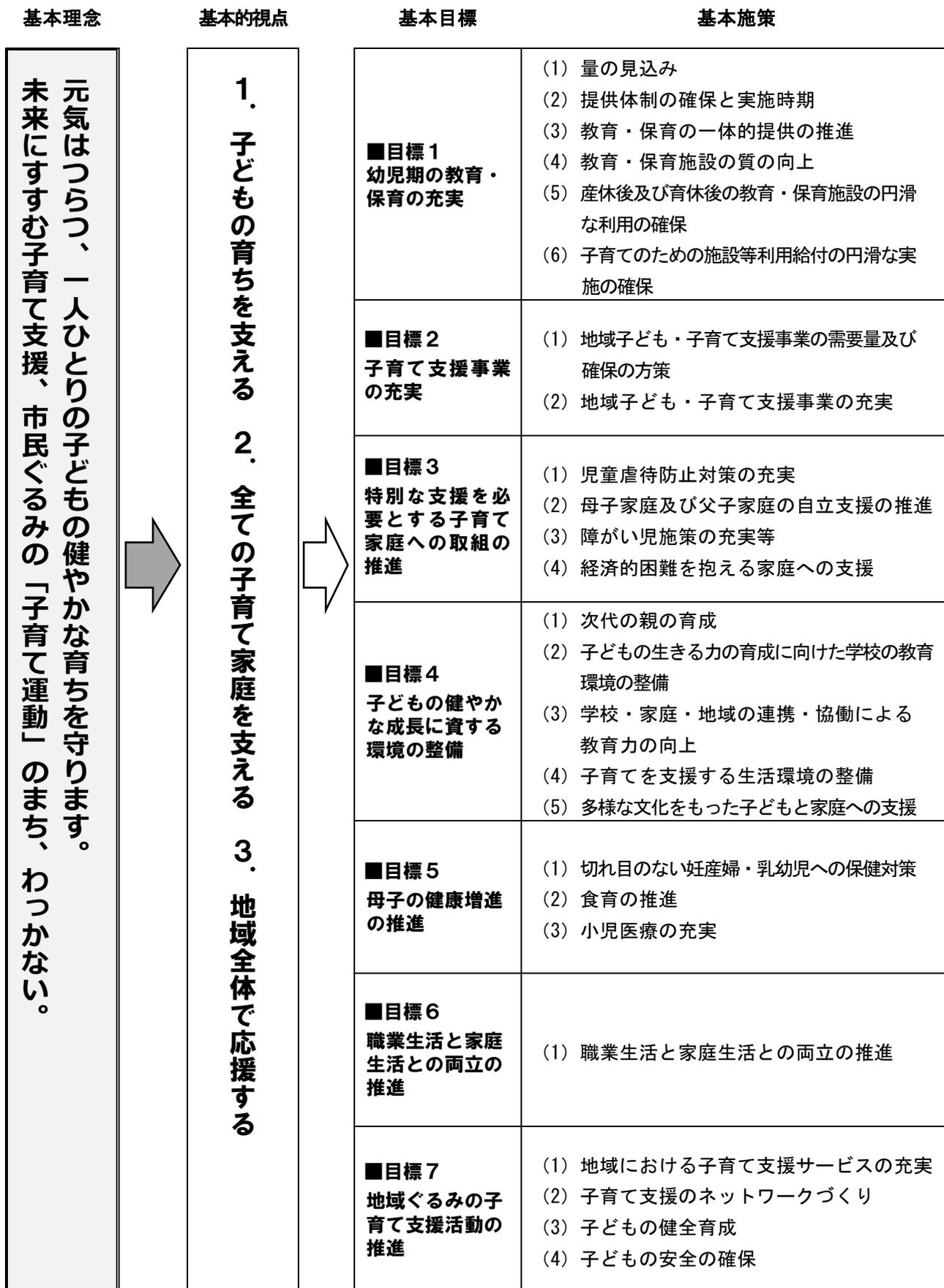
【視点2】全ての子育て家庭を支える

本市の子育て支援は、保護者の子育てを肩代わりすることではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することができるよう、支援することだと考えます。また、そのために地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることだと考えます。こうした支援を通じて、保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合い、子育てができる環境を整え、親としての成長を支え、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、取組を進めていきます。

【視点3】地域全体で応援する

全ての子どもが健やかに成長するために、専門性の高い関係機関の一層の協力を得ながら、地域が一体となって助け合い、支え合いをより深め、地域ぐるみで子どもの育ちと子育てを応援する取組の充実を図ります。

3 施策体系



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

【提供区域の設定】

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示すこととされています。本市では、現状の提供体制や利用状況等を踏まえ、第1期計画と同様に、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業とともに、市内全域を1つの提供区域として設定します。

■目標1 幼児期の教育・保育の充実

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものです。子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育を提供するため、これらの事業を効果的・効率的に実施できるように取り組むとともに、質の充実に努めます。

(1) 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、アンケート調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

本市では、地域の子どもが必要な教育・保育を効果的、効率的に利用できるよう、現在の利用状況及び利用希望を把握し、計画期間内における量の見込みを設定します。

(2) 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及びアンケート調査により把握する利用希望を踏まえて、就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

① 1号認定、2号認定（3歳以上、幼稚園等を利用希望）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	427	379	359	338	329
1号認定	331	294	279	262	255
2号認定	96	85	80	76	74
2 確保方策	480	435	405	390	375
特定教育・保育施設	480	435	405	390	375
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
過不足（2-1）	53	56	46	52	46

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝稚内市が施設型給付の対象となることを確認する施設「幼稚園・認定こども園」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。

② 2号認定（3歳以上、保育所等を利用希望）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数	266	235	223	210	205
2 確保方策	284	274	264	264	264
特定教育・保育施設	224	214	204	204	204
企業主導型保育施設の地域枠	-	-	-	-	-
認可外保育施設（へき地）	60	60	60	60	60
過不足（2-1）	18	39	41	54	59

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

※企業主導型保育施設の地域枠＝企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のことで、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施するとともに、状況に応じて定員を調整します。

③ 3号認定

(ア) (0歳、保育所等を利用希望)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数 (保育利用率)	44人 (23.1%)	46人 (25.1%)	48人 (27.1%)	51人 (29.1%)	53人 (31.1%)
2 確保方策	30人	30人	48人	51人	53人
特定教育・保育施設	30人	30人	48人	51人	53人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
企業主導型保育施設の 地域枠	-	-	-	-	-
認可外保育施設(へき地)	-	-	-	-	-
過不足(2-1)	▲14人	▲16人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

※企業主導型保育施設の地域枠＝企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のこと、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

【確保方策の内容】

定員を拡大するための対策として、令和4年度までに認定こども園の整備や公立保育所の再編を進めていきます。

(イ) (1・2歳、保育所等を利用希望)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 必要利用定員総数 (保育利用率)	144人 (36.3%)	148人 (38.3%)	151人 (40.3%)	153人 (42.3%)	156人 (44.3%)
2 確保方策	131人	131人	151人	153人	156人
特定教育・保育施設	126人	126人	146人	148人	151人
地域型保育事業	-	-	-	-	-
企業主導型保育施設の 地域枠	-	-	-	-	-
認可外保育施設(へき地)	5人	5人	5人	5人	5人
過不足(2-1)	▲13人	▲17人	0人	0人	0人

※必要利用定員総数＝幼児期の保育の量の見込み

※企業主導型保育施設の地域枠＝企業が従業員のために設置する保育施設や、地域の企業が共同で設置・利用する保育施設のこと、従業員以外の児童を受け入れる地域枠を設けることができます。

【確保方策の内容】

定員を拡大するための対策として、令和4年度までに認定こども園の整備や公立保育所の再編を進めていきます。

(3) 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

国の指針では教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）の一体的な環境の整備が推進されています。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入れ体制づくりをします。

①認定こども園の特徴

- (ア) 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- (イ) 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- (ウ) 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- (エ) 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育つことができます。
- (オ) 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

②認定こども園の取扱いについて

- (ア) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性
 - 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領にのっとり、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開します。
 - 子どもの最善の利益を保障する観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
 - 幼保連携型認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、質の高い幼児期の教育と保育を一体的に行う施設です。
 - 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。
- (イ) 小学校教育との円滑な接続
 - 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
 - 小学校との連携はもとより他の地域の幼稚園、保育所、認定こども園との連携を図ります。
- (ウ) 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項
 - 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の連続性やリズムの多様性に配慮した教育・保育を実施します。

○満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもと関わる活動を、子どもの発達状況に合わせて設定します。

(4) 教育・保育施設の質の向上

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、施設設備等の良質な環境の確保と、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のために、適切な評価を実施するとともに、結果を踏まえた改善に努めます。

(5) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供するとともに、計画的に教育・保育施設等の整備を進めます。

(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった認可外保育施設や幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されました。

本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払の防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、北海道との連携や情報共有を図りながら、適切な取組を進めていきます。

■目標 2 子育て支援事業の充実

保育所等における定期的な保育の利用以外に、多様化する子育てニーズに対応するため、また、子育てをする家族の不安や負担を軽減し、安心して子どもを産み育てることのできる環境づくりのため、子育て支援事業の充実を図ります。

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

地域子ども・子育て支援事業の充実を図るため、量の見込みを定め提供体制の確保策と実施時期を設定します。

①利用者支援事業

子どもや保護者が教育・保育施設及び地域子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

「基本型」は、子育て支援事業や保育所等の利用支援と関係機関との連絡調整等を行います。「特定型」は、いわゆる保育コンシェルジュを自治体の窓口等に配置します。「母子保健型」は、主に保健センターで保健師等が情報提供や支援プランの策定等を行います。

○総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用に当たっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

○地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくりを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	基本型・特定型	0か所	0か所	0か所	0か所	0か所
	母子保健型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

【確保方策の内容】

「母子保健型」の事業実施に向けて検討します。

②時間外保育事業（延長保育事業）

保護者の就労形態の多様化、長時間の通勤等に伴う延長保育需要に対応するため、通常保育の時間を超えて、最長で午後7時まで保育を実施する事業です。

[対象年齢]0～5歳（乳幼児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	144人	138人	132人	127人	122人
確保方策	144人	138人	132人	127人	122人

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

③放課後児童健全育成事業（学童保育）

共働き家庭など留守家庭の小学生に対して、放課後に適切な遊び、生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

[対象年齢]6～11歳（小学生）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1 量の見込み	200人	203人	188人	176人	159人
1年生	76人	77人	71人	66人	59人
2年生	57人	58人	53人	50人	45人
3年生	54人	55人	51人	47人	42人
4年生	10人	10人	10人	10人	10人
5年生	3人	3人	3人	3人	3人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
2 確保方策	195人	230人	230人	230人	230人
低学年	185人	210人	210人	210人	210人
高学年	10人	20人	20人	20人	20人
過不足（2-1）	▲5人	27人	42人	54人	71人

【確保方策の内容】

一部の学童保育所で入所申込が定員を超えている状況を踏まえて、小学校の余裕教室など既存の公共施設を有効活用した提供体制の拡大について検討を進めます。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や出産、家族の介護、育児疲れ等により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合、市が委託する里親等において子どもを一定期間（原則として7日間以内）養育する事業です。

[対象年齢]0～11歳（乳幼児～小学生）

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日
確保方策	10人日	10人日	10人日	10人日	10人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑤乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師等が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげるものであり、この訪問を、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とすることにより、子育て家庭の孤立化を防ぐことを目指す事業です。

[対象年齢]0歳（乳児）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	127人	122人	117人	112人	108人
確保方策	【実施機関】稚内市健康づくり課				

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑥養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師や保育士等の専門家が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家庭への育児に関する援助等を行うことにより適切な養育の実施を確保する事業です。

また、より適切な保護や支援につなげる事業として、要保護児童対策地域協議会において、関係機関が情報の交換や協議等を行います。

[対象者] 要保護児童、要支援児童、特定妊婦（注）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	89人	86人	82人	79人	76人
確保方策	【実施機関】 稚内市健康づくり課、稚内市こども課				

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

(注)

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童
 要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
 特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

⑦地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、就学前までの児童がいる親と子の交流や育児相談、情報提供等を実施する事業です。

[対象年齢] 0～5歳（乳幼児）

[単位] 延べ利用者数（月）人回／月

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	638人回	622人回	601人回	584人回	569人回
確保方策	実施箇所数	3か所	3か所	3か所	3か所
	利用者数	638人回	622人回	601人回	584人回

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑧一時預かり事業（幼稚園、保育所、ファミリー・サポート・センター等による預かり【就学前】）

保護者の一時的な就労や求職活動、疾病等により一時的に家庭での保育が困難な場合に、幼稚園や保育所などで保育する事業です。

[対象年齢] (ア) 幼稚園型（幼稚園における在園児対象型） 満3～5歳
 (イ) 保育所等における一時預かり 0～5歳（乳幼児）

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

(ア) 幼稚園における在園児対象型

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24,487人日	21,736人日	20,590人日	19,412人日	18,872人日
確保方策	24,487人日	21,736人日	20,590人日	19,412人日	18,872人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

(イ) 保育所などにおける一時預かり

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	630人日	599人日	575人日	552人日	536人日
保育所	454人日	430人日	413人日	397人日	387人日
ファミリー・サポート・センター	176人日	169人日	162人日	155人日	149人日
確保方策	630人日	599人日	575人日	552人日	536人日
保育所	454人日	430人日	413人日	397人日	387人日
ファミリー・サポート・センター	176人日	169人日	162人日	155人日	149人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑨病児・病後児保育事業

保育が必要な乳幼児や児童で、病気や病気の回復期にある場合に、病院等の医療機関や保育施設に付設の専用スペース等で看護師等が一時的に預かる事業です。

[対象年齢]0～11歳（乳幼児～小学生）

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	95人日	88人日	85人日	81人日	79人日
確保方策	95人日	88人日	85人日	81人日	79人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑩子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター【就学後】）

子育ての手助けがほしい人（おねがい会員）、子育てのお手伝いをしたい人（まかせて会員）、両方を兼ねる人（両方会員）に会員登録いただき、子育てのサポートを提供する相互援助活動を行うファミリー・サポート・センター事業です。

[対象年齢]6～11歳（小学生）

[単位]延べ利用者数（年間）人日／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	81人日	78人日	75人日	71人日	69人日
確保方策	81人日	78人日	75人日	71人日	69人日

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑪妊婦健診事業

妊娠中の母親とおなかの赤ちゃんの健康状態などを定期的に確認するため、妊婦健康診査（16回まで）の一部を公費負担する事業です。

[単位]延べ利用回数（年間）人回／年

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,258人回	2,169人回	2,081人回	1,992人回	1,914人回
確保方策	【実施機関】稚内市健康づくり課				

【確保方策の内容】

現状に引き続き実施します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

世帯の所得の状況等を勘案して、教育・保育施設の通園に必要となる「実費徴収に係る費用」の全部又は一部を助成する事業です。

【確保方策の内容】

事業の導入については、国や北海道の動向を踏まえ、今後の事業実施について検討します。

⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究やその他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の内容】

地域ニーズに即した保育事業を進めるため、新規参入者が円滑に事業を実施できるよう支援を行います。

（2）地域子ども・子育て支援事業の充実

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに十分留意し、地域子ども・子育て支援事業の量のみならず、質の向上を図ります。そのために、幼稚園、保育所、認定こども園等の教育・保育施設を行う者と、地域子ども・子育て支援事業との相互の連携を取りながら、子どもを安心して産み、育てることのできる環境づくりを推進します。

第5章 各施策の展開

■目標3 特別な支援を必要とする子育て家庭への取組の推進

児童虐待の早期発見・早期対応、ひとり親家庭の自立に向けた支援、さらには心身に障がいや疾病をもつ子ども、子育てに不安を感じる親、生活困窮など、様々な困難を抱える家庭に必要な支援を行い、全ての子どもが夢と希望をもち成長できるよう、安心できる生活環境づくりに努めます。

(1) 児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見、早期対応、子ども及び妊産婦の福祉に関する支援業務を適切に行うため、子ども家庭総合支援拠点の設置について検討するとともに、今後実施する子育て世代包括支援センター、利用者支援事業等と連携し、地域における切れ目ない子育て支援を活用し、虐待予防に努めます。

児童相談所の権限や専門性を要する場合には、遅滞なく児童相談所へ事案を送致することや、必要な助言を求められるよう、関係機関との連携を強化し、密接に情報を共有していきます。

(ア) 子どもの権利擁護

体罰によらない子育て等を推進するため、体罰や暴力が子どもに及ぼす悪影響や体罰によらない子育てに関する理解が社会で広まるよう、子育て世代包括支援センターや乳幼児健診の場、地域子育て支援拠点事業、保育所、学校等を活用して普及啓発活動に努めます。

(イ) 児童虐待の発生予防、早期発見

児童虐待の発生予防、早期発見のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動、地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげます。

また、児童福祉、母子保健関係部署が日頃から緊密な連携を図り、地域子育て支援拠点事業や、地域における相談窓口の周知を行い、相談・支援につながりやすい仕組みづくりに努めるとともに、支援を要する妊婦、子ども等を発見した場合、関係機関等と効果的な情報の提供及び共有を行えるよう、連携体制の強化を図ります。

(ウ) 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

国の児童虐待防止対策体制総合強化プランに基づき、子ども等に対する相談支援を行う子ども家庭総合支援拠点の設置に努めます。また、乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けていない家庭や、必要な届出を行わないままに転出入を繰り返す家庭等、居住実態が把握できない家庭については、虐待発生のリスクが高い家庭と考え、関係部署等と連携して当該家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関等と情報を共有し、支援の必要性や方針等について検討します。

さらに、一時保護の実施が適当と判断した場合や、専門性や権限を要する場合には、児童相談所への通知を行うほか、適切に援助を求め、児童虐待による重大事例の発生を食い止める体制を強化していきます。

(2) 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進

母子家庭及び父子家庭の自立支援に向けて、母子家庭等対策総合支援事業や、保育所・学童保育所の入所に際しての配慮等、各種支援策を推進するほか、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」や同法に基づく国の基本方針、「北海道母子家庭等自立促進計画」に基づいて、総合的な自立支援を推進します。

また、就業支援に当たっては、公共職業安定所等と十分に連携し、自立支援に向けた効果的な支援の実施に努めます。

(3) 障がい児施策の充実等

発達障がいを含む障がいのある子どもが、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加するために必要な力を養うためには、適切な教育上の支援等を行う必要があります。そのため、幼稚園教諭や保育士等の子どもを支援する職員の資質向上を図るとともに、乳幼児期から保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることで、保護者の障がい受容やその後の円滑な支援につなげていきます。

また、障がいなど特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図るため、児童発達支援センター等の設置を検討するとともに、医療的ケア児が、身近な地域で必要な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の構築に向けた取組を進めます。

特別な支援が必要な子どもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるようにする観点から、自立支援医療（育成医療）を給付するほか、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を進めていくため、就学支援を含めた教育支援体制の整備等、一貫した総合的な取組を推進するとともに、子育てファイル「あゆみ」の活用などにより、特別な支援が必要な子どもとその家族等に対する支援の充実を図ります。

また、障がいの原因となる疾病や事故を予防し、早期発見と治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査の受診、学校における健康診断等の実施を推進し、必要に応じて適切な支援につなげます。

(4) 経済的困難を抱える家庭への支援

家庭・国籍・障がいの有無など、子どもの将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、経済的な困難を抱える家庭に対して、関係機関と連携しながら、個々の家庭が抱える課題に対応し、支援を必要とする家庭に確実に支援が届く環境整備を図ります。

また、子どもの貧困対策は、児童虐待の未然防止にも資することから、子どもが成長し安定した生活を営めるようになるまでの支援を行う観点においても、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」及び同法に基づく大綱をもとに、現在と将来にわたって、全ての子どもたちが夢や希望をもつことができるよう、子どもを中心とした支援に努めます。

■目標4 子どもの健やかな成長に資する環境の整備

子どもたちが様々な学習の機会や人々との交流を通して、子育ての意義や大切さ、他人への思いやりや自然への愛情を育み、次代を担う社会の一員として将来家庭をもち、子どもを産み育てることができるよう、学校、家庭、地域における教育環境を充実させ、全ての子どもの健やかな学びと育ちを支えていきます。

(1) 次代の親の育成

男女で協力して家庭を築き、子どもを産み育てることの意義や喜びを理解することは、次代の親となる中高生にとってはとても大切なことです。このため、子育てについての学習の場や「赤ちゃん抱っこ体験」など乳幼児と触れ合える機会を提供し、子育てに関する知識の普及や子どもに対する愛着の醸成に努めます。

(2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、学校の教育環境の整備・充実に努めます。

(ア) 確かな学力の定着

子どもが社会の変化の中で主体的に考え、生きていくことができるよう、基礎的・基本的な知識・技能や、思考力・判断力・表現力等の主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図ることが必要です。そのため、子ども、学校及び地域の実態を踏まえて創意工夫し、習熟度に応じた少人数指導などの子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実を図るとともに、放課後の学習や教職員研修の機会を通して、基礎学力の定着や学習習慣の確立など、生きる力を身に付けるための取組を行います。

(イ) 豊かな心の育成

豊かな心を育むため、道徳教育の指導方法や指導体制の工夫改善等を進め、特別の教科である道徳を要とする道徳教育の充実を図るとともに、地域と学校との連携・協力により、多様な体験活動や子どもの読書活動を推進します。また、いじめ、暴力行為、不登校・児童虐待等に対応するために、相談体制の強化や、中学校区単位のネットワークの活用を通して、学校、家庭、地域及び関係機関との間での連携・情報共有を推進します。

(ウ) 健やかな体の育成

子どもの体力は、水準の高かった昭和 50～60 年頃までと比べ、全国的に低い水準が続いている中、本市は全国・全道よりも低い傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題が指摘されている現状を踏まえ、より一層子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲及び能力を育成することが必要です。

このため、関係団体等との連携により、優れた指導者の育成及び確保、指導方法の工夫及び改善等、指導体制の整備を進め、体育の授業を充実させます。また、子どもが自主的に様々なスポーツに親しむことができる運動部活動においても地域人材の活用等、学校におけるスポーツ環境の充実を図るとともに、学校ごとに策定した体力向上プランをもとに、各学校で取組を進め、子どもの体力向上に努めます。

(エ) 信頼される学校づくり

学校評議員制度の活用等により、中学校区単位のネットワークを中心に、保護者や地域住民の参画を得ながら、学校運営の改善や学校支援の充実を図るとともに、今後導入を検討する学校運営協議会制度を含め、地域ぐるみで子どもたちを育む「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(3) 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

学校・家庭・地域が連携して、地域社会全体で子どもを育てる観点から、家庭や地域の教育力の向上を図るための支援を行います。

(ア) 家庭教育への支援の充実

子育てに関する相談が気軽にできる仕組みづくりを進めるとともに、個々の家庭環境や状況に応じた子育て相談・支援体制の充実、多様化を支援します。また、家庭や地域でのコミュニケーション不足から、人との関わりを含む様々な経験の不足や、生活習慣の乱れがもたらす問題について、地域ぐるみで子育て支援を推進するとともに、親育ちに関する学習機会の提供や親子ふれあい事業を推進し、健やかな子どもの成長をサポートします。

(イ) 地域の教育力の向上

社会・地域の将来を担う子どもたちが、地域住民をはじめとする様々な人々と触れ合い、家庭・地域の豊かさに気づき、憧れと誇りがもてるような仕組みづくりを進めるため、学校・家庭・地域が連携して子どもたちの活動をサポートし、地域内外の取組や、つながりを通じて、人々が助け合い学びながら活躍できるような機会の充実を図ります。

(ウ) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

情報機器の急激な進展と普及により、インターネットやメディアによる有害な情報や目に見えない相手と容易に会話や情報交換ができる環境から、子どもたちの SNS 等によるトラブルなどが社会問題化しています。

一方で、スマートフォン等、ライフスタイルが変化し続ける現代社会において、こうした機器は情報化社会の情報を収集する上で必要なツールでもあります。

多様化するコミュニケーション方法やインターネットによるトラブルを正しく理解し、学校・家庭・地域が連携して、情報化社会を豊かに生きるためのモラルや知識を浸透させるとともに、そうした時代の変化と上手に付き合うための能力を養う学習機会の推進を図ります。

(エ) 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

十代の自殺や性、不健康やせ等の思春期における課題は、次世代の子どもの心身の健康に関する重要な課題であり、その重要性を認識し保健対策の充実等を進めることが必要です。児童生徒の問題行動の未然防止や自殺の兆候の早期発見、原因の早期解消等に取り組むほか、児童生徒の心のケアを進める相談体制の充実や性に関する健全な意識のかん養とあわせて、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図るとともに、思春期の子どもの身体的・心理的状况を理解し子どもの行動を受け止めるなど地域づくりを進めます。

また、喫煙や薬物等に関する教育、学童期・思春期における心の問題に係る専門家の養成及び地域における相談体制の充実等を進めていきます。

さらに、児童生徒に対しての健康教育（喫煙、がん予防等）や「赤ちゃん抱っこ体験」の実施により、いのちの大切さや豊かな心を育むとともに、保健体育などの指導を通じて薬物乱用防止教育等を実施し、生涯にわたって健康な生活を送るために必要な力を育成します。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

(ア) 良質な住宅の確保

国が定める住生活基本計画に基づき、結婚・出産を希望する若年世帯や子育て世帯が安心して暮らせるよう支援していくため、既存ストックを活用しつつ、市場では十分な量が確保されないファミリー向け賃貸住宅の供給を支援するなどの取組の推進及び子育て支援サービスを受けられる住宅等の供給を行います。

また、子育て世帯の居住の安定確保と充実を図るため、小さな子どもがいる世帯に対する公共賃貸住宅における入居資格の緩和や優先入居の実施等の取組を進めます。

(イ) 良好な居住環境の確保

住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、他の計画等との整合性を図りつつ、良好な居住環境の確保に向けて、計画的な住環境の整備と充実を図ります。

(ウ) 安全な道路交通環境の整備

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や都市計画マスタープランに基づき、駅、官公庁施設、病院等とこれらを相互に連絡する道路について、移動等の円滑化を一体的・計画的に推進します。また、生活道路等においては、歩行者や自動車 safely 通行できるように道路環境の向上を図るとともに、適切な維持管理に努めます。

(エ) 安心して外出できる環境の整備

妊産婦、乳幼児連れ等の子育て世帯も含めた全ての人が安心して外出できるよう、道路、公園、公共交通機関、公的建築物等において、段差の解消等のバリアフリー化に加え、ユニバーサルデザインの導入を推進していきます。特に、公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室、授乳室の設置など、子育て世帯が安心して利用できる環境の整備を推進します。

また、公園や児童館、子育て支援センターなど、子どもがいつでも安心して遊べる場を提供するため、関係機関等と連携・協力しながら、施設の充実に努めます。

(オ) 安全・安心なまちづくりの推進

子どもにとっても安全・安心なまちづくりを進めるため、道路、公園等においては公共灯のLED化を進めるなどの、子どもを守るために必要な環境設計を行い、都市整備の観点でハード面から物理的に犯罪等に遭わないよう、環境整備に努めます。

(5) 多様な文化をもった子どもと家庭への支援

全ての子どもが隔たりなく成長でき、豊かな心や健やかな体を育てていくため、外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し、日常生活を円滑に送ることができるよう多言語による情報提供や相談体制の充実に努めるとともに、外国人の子どもが利用する教育・保育環境の充実に努めます。

■目標5 母子の健康増進の推進

妊娠から出産、育児まで、母子の心身の健やかな成長を支援していくために、子どもの成長に合わせたライフステージの変化に対応し、母子保健を中心とした様々なサービスの提供と、保健、医療、福祉、教育などの各分野の連携による母子の健康づくりを進めます。

(1) 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健対策

子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期から育児期までにわたる切れ目のない支援を行います。また、妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて母子の健康が確保されるよう、妊婦健診、産婦健診、母子保健における健康診査、訪問指導、保健指導、予防接種等の充実を図ります。特に、親の育児不安の解消等を図るため、こんにちは赤ちゃん事業や産後ケア事業、乳幼児健診の場を活用し、親への相談指導等を実施するとともに、児童虐待の発生予防の観点を含め、妊娠期からの継続した支援を実施し、更に強化するための方策を検討します。

また、こうした乳幼児健診等の場を通じて、誤飲、転落・転倒、やけど等の子どもの事故予防のための啓発等の取組を進めます。

さらに、妊婦やその家族に対する出産準備教育や相談の場の提供、産前・産後・育児期の支援の充実を図ります。

(2) 食育の推進

乳幼児期からの正しい食事のとり方や、望ましい食習慣の定着及び食を通じた豊かな人間性の形成・家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、体験活動の取組を進めます。

また、低出生体重児の増加等を踏まえ、母性の健康の確保を図る必要があることから、妊娠前からの適切な食生活の重要性を含め、妊産婦等を対象とした食に関する学習の機会や情報提供を進めます。

さらに、こうした取組の具体的な内容や実施方法等を見直しながら、妊婦や乳幼児をもつ保護者への支援の充実を図ります。

(3) 小児医療の充実

小児医療体制は、安心して子どもを産み、健やかに育てることができる環境の基盤となるものであることから、関係機関との連携により、小児医療及び小児救急医療の充実・確保に取り組めます。

■目標 6 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て家庭の仕事と生活の調和を実現するため、職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備や、意識の醸成に継続的に取り組みます。また、企業等の民間団体に対しても、こうした取組の共通理解の促進や労働環境の整備に向けた啓発を実施します。

(1) 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と家庭を両立することができ、各々のライフスタイルに応じた多様な働き方ができる社会は、生活に潤いと豊かさをもたらすと考えられます。それには、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実感できる環境づくりが重要です。

このため、誰もが働きやすい労働環境への改善に向けた情報提供に努めるほか、男女双方が職場での働き方や家庭での役割分担を選択できる環境の整備・改善に向けた周知啓発活動の推進に努めます。

また、企業等民間団体に対しても、男女雇用機会均等法などの法令遵守・労働環境の整備に向けた理解と協力を求めるとともに、更なる男女共同参画社会の実現を目指して各種企業支援策を行っていきます。

さらに、保育サービスや放課後児童健全育成事業等の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開します。

■目標 7 地域ぐるみの子育て支援活動の推進

子どもの心身の成長や社会性を育むために、町内会やPTA、子育て支援ボランティア団体、各種スポーツ団体等による地域活動を積極的にサポートし、地域ぐるみの子育て支援活動を推進します。

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

全ての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図ります。

また、地域のニーズに応じた子育て支援を充実させていくには、支援の担い手となる人材の確保が必要となります。このため、各地域の支援の担い手となる人材を確保できるよう、各団体等へ支援の協力を呼び掛け、高齢者、育児経験豊かな主婦等の地域人材を効果的に活用していきます。

(2) 子育て支援のネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、サービスの質の向上を図る観点から、地域における子育て支援サービス等のネットワーク体制への支援を行います。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者に十分周知されるよう、本市のホームページや「わからない子育て応援サイト」を活用し、広く子育て支援について情報提供を行います。

(3) 子どもの健全育成

(ア) 児童館や青少年教育施設等を活用した地域の協力による子どもの健全育成

地域社会における子どもの数の減少は、遊びを通じた仲間関係の形成や子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられます。そのため、放課後や週末等に地域において子どもが自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行うことができる安全・安心な居場所づくりを推進します。

また、今後も体験事業を充実させるとともに、地域の文化や歴史的財産を生かし、子ども自身が地域について主体的に考え、大人と共に課題に取り組める機会を増やしていきます。

(イ) 新・放課後子ども総合プラン

仕事と子育ての両立を支援するため、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生の遊び及び生活の場を確保するとともに、次代を担う人材を育成する観点から、放課後等を安心かつ安全に過ごし、多様な体験及び活動を行うことができるよう努めます。

【新・放課後子ども総合プランを踏まえた取組方針】

- 学童保育所については、4つの小学校区で実施していますが、一部で入所申込が定員を超えている状況にあることから、小学校の余裕教室など既存の公共施設を有効活用した提供体制の拡大について検討を進めます。
- 放課後子ども教室については、2つの小規模校で実施しており、今後も学校・家庭・地域の連携・協力のもと継続していきます。
- 学童保育所と放課後子ども教室の一体的又は連携した実施や、両事業ともに未実施の地域における放課後等の居場所づくりについては、それぞれの地域の実情や保護者のニーズ等を踏まえながら検討を進めるとともに、地域によっては学童保育所・放課後子ども教室以外での放課後等の居場所づくりも考えられることから、それぞれの地域に最も適した体制づくりを進め、全ての小学生が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動ができるよう努めます。

(4) 子どもの安全の確保

(ア) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制を強化しながら、交通安全教育・啓発活動を進めるとともに、「キッズゾーン」や「ゾーン30」の設定に努めるなど、総合的な交通事故防止対策を推進します。

(イ) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るため、学校・家庭・地域が一体となって防犯活動を推進します。また、各種相談窓口のネットワーク化により情報の共有を図るとともに、関係機関・団体等との連携をより一層強化し、子どもたちが犯罪被害に遭わないよう被害防止教育や啓発活動を実施します。

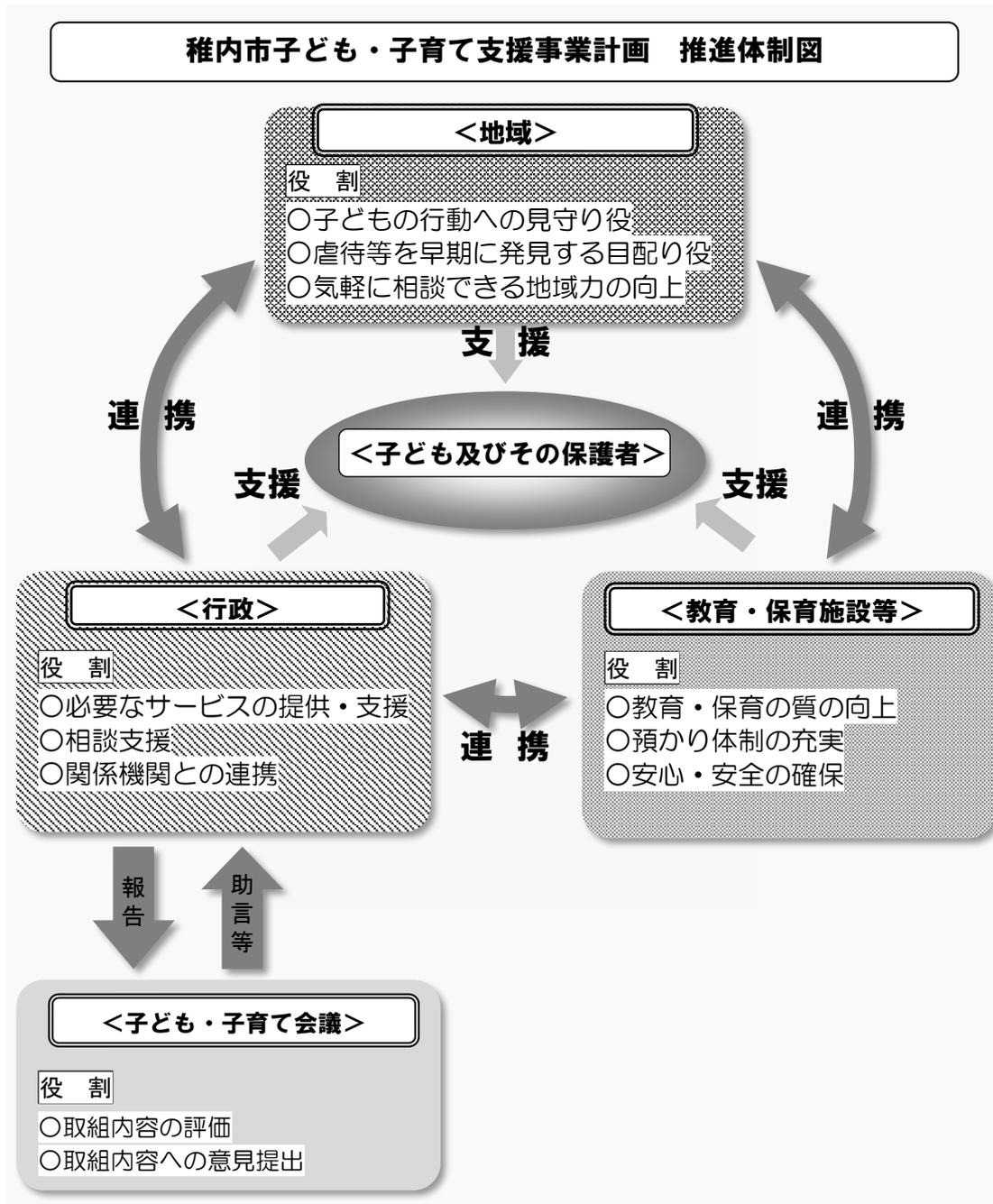
(ウ) 被害に遭った子どもの保護の推進

いじめ、児童虐待、犯罪等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、学校や児童相談所等の関係機関と連携したきめ細かな支援を実施します。

第6章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係機関等と連携して取り組みます。



2 役割

社会のあらゆる分野における構成員が、子ども・子育て支援に果たす責務と役割を示します。

国は、子ども・子育て支援法に基づき、基本的な指針を定めるほか、都道府県及び市町村の事業計画に定める支援を円滑に実施するための必要な援助を行うこととしています。

北海道は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定するとともに、市町村に対し、事業計画の策定やその施策の推進等について必要な支援をするほか、同法及び条例に基づき国、市町村等と緊密な連携を図りながら、計画の推進に努めることとしています。

稚内市は、子ども・子育て支援法に基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の実情に即した子ども・子育て支援を計画的に推進します。

(1) 家庭の役割

子育てとは本来、子どもに愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。子ども・子育て支援法の基本理念にも記載されているように、父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有します。

(2) 地域の役割

地域全体で子どもの行動を見守ることは、子どもの危険を回避することや子どもの虐待等の早期発見にもつながります。

また、子育てをする保護者が孤立することなく、安心して子育てができ、気軽に相談できる地域づくりを推進します。

(3) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設は、子どもの健やかな成長と生きる力を養う場であり、教育・保育の質の向上、預かり体制の充実、安心・安全の確保を推進します。

(4) 行政の役割

本市では、全ての子どもの健やかな成長のために必要な教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ、計画的に提供します。

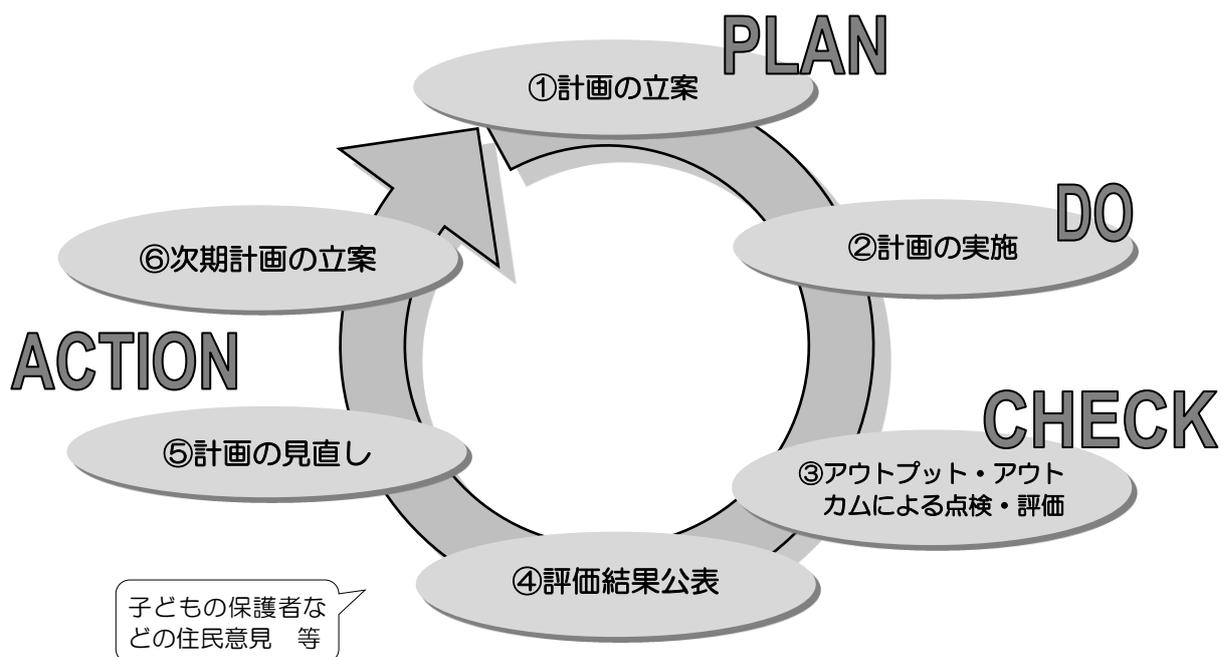
また、これらの支援を円滑に利用できるよう、相談支援等の必要な援助とともに、関係機関との連携を図ります。

(5) 子ども・子育て会議の役割

本市の子ども・子育て支援事業に関して、取組内容の評価及び意見の提出を通じて、計画の着実な推進を図ります。

3 計画の達成状況の点検・評価

個別事業の進捗状況（アウトプット）及び計画全体の成果（アウトカム）について点検・評価し、結果に基づく公表及び施策の改善等につなげていきます。計画に基づく施策を総合的かつ計画的に推進し実効性を確保するため、計画の進捗状況を子ども・子育て会議で協議しながら、事業の見直しを含め、計画の着実な推進を図ります。また、ホームページなどを活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、住民への浸透を図り住民意見を反映した事業を推進します。



第7章 資料編

1 関係施設一覧

施設	箇所数	名称
幼稚園	5 箇所	稚内ひかり幼稚園 稚内鈴蘭幼稚園 稚内富岡幼稚園 稚内幼稚園 稚内大谷幼稚園
認可保育所	公立 2 箇所	稚内市立白樺保育所 稚内市立港保育所
	私立 4 箇所	稚内富岡保育園 もぐもぐ保育園 オアシス保育園 きらきら保育園
事業所内保育所	2 箇所	市立稚内病院附属保育所 ㈱ヤクルト北北海道稚内保育所
へき地保育所	4 箇所	稚内市立恵北保育所 稚内市立沼川保育所 稚内市立宗谷保育所 稚内市立勇知保育所
病児保育施設	1 箇所	病児保育室 はぐくみ
地域子育て支援センター	3 箇所	乳幼児子育て応援センターキッズなかよし ルーム 子育て支援センター るーえん 子育て支援センター ほっと
学童保育所	4 箇所	稚内市立中央学童保育所 稚内市立緑学童保育所 稚内市立東学童保育所 稚内市立富岡学童保育所
放課後子ども教室	2 箇所	声問小学校放課後子ども教室 増幌小学校放課後子どもふれあい教室

2 計画策定の経緯

年月日	主な内容等
平成31年1月17日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 子ども・子育て支援に関するアンケート調査
令和元年 6月12日	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度 第1回稚内市子ども・子育て審議会 【議事】 (1) 第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の結果について (2) 第1期稚内市子ども・子育て支援事業計画の点検・評価について (3) 今後のスケジュールについて
令和元年 10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 稚内市子ども・子育て審議会への諮問
令和元年 10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度 第2回稚内市子ども・子育て審議会 【議事】 (1) 第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画について (2) 今後のスケジュールについて
令和元年 11月26日	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度 第3回稚内市子ども・子育て審議会 【議事】 (1) 第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画について
令和元年 12月16日	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度 第4回稚内市子ども・子育て審議会 【議事】 (1) 第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画について
令和2年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和元年度 第5回稚内市子ども・子育て審議会 【議事】 (1) 第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画について (2) 答申書について
令和2年 1月14日	<ul style="list-style-type: none"> ● 稚内市子ども・子育て審議会からの答申
令和2年 1月31日～	<ul style="list-style-type: none"> ● 第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画（案）に対するパブリックコメント

3 用語解説

あ行

●医療的ケア児

病院以外の場所で人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

か行

●学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）

学校と保護者や地域の人知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、地域とともにある学校づくりを進める制度。地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づいて実施。

●学校評議員制度

公立学校の運営に保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れるための制度。学校教育法施行規則に基づいて実施。

●企業主導型保育施設

平成28年度に内閣府が開始した企業向けの助成制度である企業主導型保育事業を活用して設置した保育施設。企業が自社の従業員の働き方に応じて、多様で柔軟な保育サービスを提供。

●キッズゾーン

保育所等が行う園外活動等の安全を確保するため、保育所等の周辺を対象に車両の通行を規制したりする地帯のこと。

●教育・保育

学校教育法に基づく小学校就学前の満3歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育と、児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育のこと。

●教育・保育施設

学校教育法・児童福祉法・認定こども園法に規定された幼稚園・保育所・認定こども園のこと。

●合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に平均何人の子どもを産むかを示す数値。

●子育て世代包括支援センター

妊娠期から子育て期にわたり、妊娠・出産・子育てに関する相談に応じるとともに、必要に応じて支援プランを策定し、地域の関係機関による切れ目のない支援を行う。

●子ども家庭総合支援拠点

子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整、その他必要な支援を行うための拠点。

●子ども・子育て支援新制度

平成24年8月に制定された子ども・子育て関連3法に基づく制度。全ての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図ることを目的とする。

さ行

●施設型給付

教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）を対象とした給付のこと。

●児童館

学校休校日や放課後に、児童に健全な遊び場を提供することを目的としている児童福祉施設。

た行

●地域型保育事業

少人数の単位で、主に満3歳未満の乳児・幼児を預かる事業。

①家庭的保育事業

家庭的な雰囲気のもとで、少人数（定員5人以下）を対象にした保育。

②小規模保育事業

少人数（定員6～19人）を対象にした保育。

③事業所内保育事業

事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育。

④居宅訪問型保育事業

個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅において1対1で行う保育。

●地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条に基づき実施する事業。地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、延長保育事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業等がある。

●特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する教育・保育施設。施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

●特定地域型保育事業者

市町村長が地域型保育給付費の支給に係る事業者として確認する地域型保育事業者。

な行

●認定こども園

幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設のこと。

①幼保連携型

幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として、認定こども園としての機能を果たすタイプ。

②幼稚園型

認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ。

③保育所型

認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定子ども園としての機能を果たすタイプ。

④地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ。

は行

●放課後子ども教室

地域の協力を得て、学校や空きスペースを活用し、子どもたちの居場所を確保し、放課後や週末等における勉強やスポーツ・文化活動体験や地域交流活動等を支援する事業。

や行

●ユニバーサルデザイン

障がい者、高齢者、健常者の区別なしに、全ての人が使いやすい製品・建物・環境などの設計のこと。

●幼保一元化

幼稚園と保育所を一元化すること。

●要保護児童対策地域協議会

児童福祉法に基づき設置し、要保護児童等の適切な保護又は支援を図るため、関係機関等により構成される協議会。要保護児童等に関する情報の交換や支援内容についての協議を行う。

わ行

●ワーク・ライフ・バランス

仕事と生活との調和を図ること。仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる社会の実現に向けた取組が行われる。

子育て平和都市宣言

日本最北端の国際都市・稚内は、戦争のない世界平和と美しい自然、かおり高い文化を永遠に願うふるさとでありたい。

ふるさとの次代を担う子どもたちのすこやかな成長と平和なまちづくりをすすめることは、すべての大人の責任である。

この願いをこめたふるさとづくりは、わたくしたち市民の責任である。

わたくしたち稚内市民は、市民ぐるみの子育てと平和をもとめる運動の責任と義務を自覚し、市民一人ひとりのたゆまぬ努力を誓って、ここに「子育て平和都市」を宣言する。

(昭和 61 年 6 月 7 日 議会議決)

稚内市子ども憲章

私たちは、稚内市開基 120 年・市制施行 50 年・開港 50 年を記念して、「夢発信！てっぺん会議」を開催しました。

21 世紀の稚内が、この地に生きる全ての人にとって、平和で豊かな、そして心優しく文化の薫り高い故郷になるよう、手を取り合って積極的に生きることを誓い、本会議の名においてこの憲章を定めます。

- 1 みんなが、仲良くいじめを無くし、楽しく元気に学び生活できるよう、力を出し合いましょう。
- 2 みどり豊かな、魅力あふれる街づくりをめざして、自然を守り育てるよう、力を出し合いましょう。
- 3 ゆとりや生きがいが育つよう、文化・スポーツ交流に力を出し合いましょう。
- 4 安全で住み良い街づくりと、健康で楽しい生活ができる施設の充実を願い、みんなで力を出し合いましょう。
- 5 国際平和と交流の輪を広げ、すべての国の人達が仲良くなるよう、共に力を出し合いましょう。
- 6 希望を持って働くことのできる産業の振興を願い、故郷を学び、夢が実現できるように力を出し合いましょう。
- 7 温かく思いやりのある街にするため、多くの人と交流し、助け合い、ボランティア活動に力を出し合いましょう。

(平成 10 年 9 月 19 日 制定)



第2期稚内市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

■編集：稚内市教育委員会 教育部こども課

〒097-8686 北海道稚内市中央3丁目13番15号

電話 0162-23-6161 FAX 0162-22-1045